

---

---

## 平成22年 第1回 京丹後市議会 2月臨時会会議録(3号)

---

---

1 招集年月日 平成22年 2月 3日(水曜日)

2 招集場所 京丹後市役所 議場

3 本日の会議 開会 平成22年 2月12日 午前 9時52分  
閉会 平成22年 2月12日 午後10時06分

4 会 期 平成22年 2月 3日から 2月12日 10日間

### 5 出席議員

1番	谷口 雅昭	2番	中村 雅
3番	吉岡 和信	4番	森口 亨
5番	岡田 修	6番	三崎 政直
7番	松本 経一	8番	行待 実
9番	川村 博茂	10番	大下倉 禎介
11番	由良 尚子	12番	松本 聖司
13番	志水 一洋	14番	池田 恵一
15番	中西 定征	16番	松田 成溪
17番	田中 邦生	18番	森 勝
19番	平林 智江美	20番	奥野 重治
21番	吉岡 豊和	22番	松尾 信介
23番	足達 昌久	24番	大同 衛

### 6 欠席議員

なし

## 7 会議録署名議員

7番 松本 経一                      8番 行待 実

## 8 議会事務局出席職員

議会事務局長 矢野 節雄              議会総務課長補佐 西山 茂門  
主 任 大木 義博

## 9 説明のための出席者

市 長	中山 泰	副 市 長	米 田 保
教 育 委 員 長	上 羽 敏 夫	教 育 長	米 田 敦 弘
教 育 次 長	水 野 孝 典	消 防 長	堂 田 孝 二
企 画 総 務 部 長	渡 部 貴 徳	企 画 総 務 部 次 長	田 上 実
財 務 部 長	藤 原 孝 司	市 民 部 長	和 田 道 雄
健 康 長 寿 福 祉 部 長	上 田 弘 子	上 下 水 道 部 長	坪 倉 護
建 設 部 長	大 村 隆	商 工 観 光 部 長	中 村 基 彦
医 療 部 長	金 久 和 幸	会 計 管 理 者	高 野 重 隆
監 査 委 員 事 務 局 長	小 石 原 利 和	代 表 監 査 委 員	東 幹 夫
農 政 課 長	辻 田 壽 男	情 報 政 策 課 長	吉 岡 敬 恭

## 10 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第 4号 平成21年度京丹後市一般会計補正予算(第7号)(表決)

日程第3 議案第 1号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について  
(文教厚生常任委員長報告～採決)

日程第4 平成21年 議案第186号 京丹後市八丁浜シーサイドパーク指定管理者の指  
定について(産業建設常任委員長報告～採決)

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

日程第6 議 第 1号 雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書の提出について（表決）

11 議 事

午前 9時52分 開会

大同議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。また、農林水産環境部長にかわり辻田農政課長が出席しております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

大同議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において7番松本経一議員、8番行待議員の兩名を指名いたします。

大同議長 日程第2 議案第4号 平成21年度京丹後市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。中山市長。

中山市長 おはようございます。議案第4号、平成21年度京丹後市一般会計補正予算第7号につきまして、ご説明申し上げます。

本件、ブロードバンドネットワーク事業についてございまして、国の方から本年度補助金の追加内示を先般いただいたところでございまして、これに応じて早期に事業の推進をしたいとするものでございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ10億6,957万3,000円を追加し、予算総額を338億4,712万円とするものでございます。

内容的には、光ファイバーケーブルの引き込み及びケーブルテレビ加入者宅工事につきまして、前倒しで行うものでございます。

補正財源は、国庫補助のほか、特例債、一般財源、これは交付税の留保分でございますが、を充て、また、あわせて連動いたします継続費の変更も行っております。

詳細につきましては、企画総務部長からご説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

大同議長 企画総務部長。

渡部企画総務部長 それでは、私の方からブロードバンドネットワーク整備事業の補正予算に

ついて、ご説明申し上げます。

本事業は、平成19年度から光ファイバー網などの整備に着手しまして、平成20年11月からは光インターネット及びケーブルテレビの事前申し込みの受付を始めました。昨年5月末の時点で、市民の方々や事業者の方々から既に1万件を超える申し込みをいただき、平成21年度までの引き込み工事予定数の6,800戸を大きく上回る状況となりました。このため、加入者の皆様へできるだけ速やかにサービス開始が実現できるよう整備を早めるべく、本事業で交付を受けております農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の次年度分について前倒しで交付の要望をしておりました。その結果、去る2月1日付で内示を受けたことから所要額を増額補正するものであります。

補正額のうち、工事請負費につきましては、加入者のお宅へ光ケーブルを引き込む工事を6,200戸分とケーブルテレビへ加入されたお宅へ光受信機の取り付け及び既存のテレビ配線と接続する工事を4,500戸分、平成22年度工事分の前倒し及び加入戸数の増加分を追加して施行するものでございます。なお、架設柱強度調査手数料と架設ケーブル移転補償金についても補正しておりますが、これらは光ケーブルの引き込み工事に付随して必要となる経費であります。

工事戸数の変更について、もう少し詳しくご説明させていただきます。お手元にお配りしました補正予算の資料をごらんいただければと思います。1番の工事の前倒し及び加入見込みの増加による整備戸数の追加変更は、どの部分が前倒しで、今後の加入をどのように見込んで整備戸数を変更して工事を実施するかを示したものでございます。平成19年度から20年度にかけて久美浜町の一部地域で先行して約300戸の加入引き込み工事を行いました。帯グラフで言う黄色の部分でございます。そして平成21年度は既に6,500戸の引き込み工事を進めているところですが、これに平成22年度の工事予定数5,700戸を前倒しし、さらに今年度末の申し込み累計を1万3,000戸と想定し、加入見込みに対応する増加分の500戸を加え、6,200戸を追加するものであります。なお、本事業の最終整備となる来年度には300戸の工事を予定しております。

また、ケーブルテレビの加入者宅での光受信機設置などの工事においても同様に、平成22年度の工事予定数4,000戸を前倒しするとともに、今年度末の申し込み累計を9,500戸と想定し、追加見込みに対応する増加分の500戸を加え、4,500戸を追加します。なお、平成22年度では、200戸の工事を予定しております。以上の工事を行うための補正額は、10億6,380万円です。

続いて、継続費の補正についてご説明します。今回の補正により平成21年度と平成22年度

の年次割りの額を変更し、総額を37億2,300万円から41億5,083万円に増額しております。増額の4億2,783万円の内訳でございますけれども、まず、加入予定戸数を光ケーブルの引き込みで800戸、ケーブルテレビで700戸増加したことによって、約1億5,000万円が増額となっております。

次に、加入引き込み工事では、引き込み光ケーブル及びテレビ屋外ケーブルの配線距離の増加などによって2億5,660万円の増となっております。これは、このような加入者系の工事の場合、加入者の申し込みによって実際の具体的な工事箇所が特定され、具体的な配線が決まるという性質があり、平成19年から着手した久美浜町の一部地域の工事实績や、他の自治体での事例を加味して積算してまいりましたけれども、実際には個々の家屋の配置状況や幹線からの距離、地域性など工事を進めていく上で工事の詳細が確定していくものでございます。

また、幹線工事では、現地調査に加えて、事前申し込み状況を反映しながら光ファイバーケーブルの架設経路を決定する中で、ケーブル延長や接続箱の数量増等が生じ、7,763万円増加しております。

一方、スタジオ整備におきましては、既存施設内での改修工事とし、オープンスタジオ方式で防音等の設備費を抑えるなどにより5,640万円の減額となり、これらを合計すると4億2,783万円になります。

以上、補足説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**大同議長** 提案者の説明が終わりましたので、質疑を行います。平林議員。

**19番 平林議員** 19番、平林です。今回の補正に伴いまして、22年度に予定されていた部分が21年度で前倒しで追加分6,200ということなんですけれども、あと1カ月ぐらいしかないですわね、工事する期間というのが。これは、年度内にこの工事が完了するという計画になっているんでしょうか。もし、しなければ、こういった形になってくるのでしょうか。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** 今回の前倒しの趣旨につきましては、市民の方々から事前申し込みが早期に多くあって、少しでも早く市民の方々にサービスを提供させていただきたいということから、前倒しの補正をお願いしているところでございます。工事につきましては、今、鋭意、21年度既に着工済の部分につきましては行っているところです。今回、前倒しの部分について、年度内にできるかどうかというのは、若干、ちょっと厳しいところがあるかもわかりませんが、ただ、いち早くその市民の方にサービスを提供させていただきたいということで、鋭意、工事の方は予算をお認めいただきましたら進めてまいりたいというふうに考えております。

**大同議長** 平林議員。

**19番 平林議員** 年度内に済まない場合はどういう処置がなされるのでしょうか。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** 仮に年度内に工事が終わらない場合につきましては、恐らく繰り越しということになるかと思えますけれども、その部分の詳細につきましては、またこれから考えていきたいと考えております。

**大同議長** 森口議員。

**4番 森口議員** 4番、森口です。補正予算の中で、戸数も増加してというご説明だったんですが、ちょっと気になっておりますのが、実際に徐々に使っていただけるご家庭がふえている中で、市民の方からよく聞きますのが、いつ工事に来るのかわからないと。あるいは工事に来られたお宅については、急に電話がかかってきて、あした行かせていただいてもいいかというようなことで、できましたら、どういうふうな今戸別の、それぞれのお宅に対してどういうアプローチが、多分業者の方から直接ということになっていると思うんですけれども、それについて、例えばエリアで決まっているのかどうかわかりませんが、やっぱり市の方として、既にもう使われているところもたくさんあるわけですので、一定の広報といえますか、周知がどのようになっていますのか、お伺いしておきたいんです。この集落については何月に予定をしますということなのか、もうすべて業者さんにお任せで、一切、市の方はそのあたりについてコントロールないのかどうかも含めまして、ちょっと進捗の話と同時に、広報のあり方についてもご説明をお願いします。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** 工事の進捗等についてのお尋ねがありました。まず、工事の進め方につきましてはですが、工事は旧町単位ですとか、集落ごとといったような地域割りでは進められてはおりません。つまりその市内全域で局舎ごとに、その中心部から次第に一齐に始めておるという中でございます。その中で、まず第一次の申し込みの方から、具体的に申しますと、電柱の利用許可ですとか、あと道路や河川の占用許可、こういうものも必要になりますので、こういったものが整ったお宅から順次引き込み工事というものをやっている現状でございます。

**大同議長** 情報政策課長。

**吉岡情報政策課長** 今、部長の方がご説明しましたとおり、今回の工事につきましては、できるだけ短期間の間に効率よく工事を進めていきたいということで、この工事の場合、NTTの柱、それから関西電力の柱、そういったものにかけていくという工事になりますので、そういったも

のの許可がすべて整ったお宅から順次始めていかせていただいております。そういうことで、住民の皆様方からもよく、どの地域が今工事が進んでいるのかというようなお問い合わせがあるんですが、今回の工事につきましては、個々のお宅の状況、1本、1本の線を引くことに対しまして許可を求めてまいりますので、ご近所の中でもその差が出るというような場合もございます。

それから、テレビの方の受信機の接続につきましては、これ、若干、班数というのもたくさん用意させていただきまして、それで各戸回らせていただくんですけども、非常に各戸、各戸でのご事情というのもありますので、なかなか一定の時間というのが調整が難しいということがあります、できるだけ皆様方にご迷惑がかからないように、今後、さらに進捗を上げていきたいというふうに考えております。（「その広報みたいなものはないですか」の声あり）

**大同議長** 答弁漏れということですね。広報についての答弁。情報政策課長。

**吉岡情報政策課長** 広報につきましては、一般的な工事の方法ということでは、2月10日版、以前にも広報紙でも流させていただいているんですけども、こういう形でお伝えしております。ただ、個々のお宅に対してということに関しましては、まず、インターネットの開通については、おおよそ2週間前にご連絡が文書で届くという形になっております。それから、テレビにつきましては、工事に入る前に、お宅に入らせていただくということもありますので、工事業者がご連絡申し上げるといった形になっております。

**大同議長** 森口議員。

**4番 森口議員** そうしますと、それぞれの住んでおられるお宅によって、自分ところが大体おおむねいつごろになるかということは、目安もつかないということによろしいんですかね。

**大同議長** 情報政策課長。

**吉岡情報政策課長** 例えば、1カ月前にお知らせするとか、そういった形にはどうしても工事の性質上難しいということで、2週間前とか、それから数日前にお知らせするというような形になります。

**大同議長** 足達議員。

**23番 足達議員** 23番、足達です。今のお話の中で、実は、業者の方が来られる場合に、その日に、連絡なしにその日に来られたというケースがあるようなんです。ですから、それで取りつけというか、来られたということなんですが、その辺のちょっと周知徹底ですね、その辺をきちっとしておかれないと、事前に連絡があって来られるというふうに思っておられると思うんですが、ちょっとその辺だけをはっきりとしていただきたいなと思うんですけども。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** 議員ご指摘のとおり、その日連絡があって、その日工事というのは確かに急すぎるという話、十分わかりますので、また、業者の方にも再周知の方をさせていただきたいと思っております。

**大同議長** 田中議員。

**17番 田中議員** 17番、田中です。ケーブルテレビの関係でお聞きをしたいと思います。テレビの地デジ化に伴いまして、難視聴地域が共聴システムで、共聴アンテナでやられている地域があると思いますが、そういった地域の加入状況はどういう状況になっているのか。

それから、そういった地域の中の方でありまして、経済的に厳しいそういった世帯に対する施策がなされるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

**大同議長** 情報政策課長。

**吉岡情報政策課長** まず1点目の共同受信されておられます地域につきましては、おおむねほぼ、全部とはいきませんが、90数%の加入率であります。

それから、もう一つ、経済的に非常に苦しいお方につきましては、NHKの受信料を全額免除されている場合は、同様にケーブルテレビの利用料を無料で免除するという形で、ケーブルテレビ会社の方が約款の方で決めております。

**大同議長** ほかにありませんか。吉岡豊和議員。

**21番 吉岡豊和議員** 21番、吉岡です。1点、約10億の大変な事業の補正なんですけれども、これは、工事の追加でやられるのか、改めてまた入札されるのかという点をお聞きします。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** 今後の工事の関係でございますけれども、まだ、具体的にこうというのは固まっておりませんので、できるだけ早期に着手できるように総合的に検討して事務の方は進めていきたいと考えております。

**大同議長** 吉岡豊和議員。

**21番 吉岡豊和議員** 結局、まだ、今後のことはそこまでやっていない。先ほどの説明では工事ができるような説明でした。その点で、先ほどの、今後の入札の方が、契約がどうやられるかという点を改めて返事がなかったので質問する点と、工事が、21年度の今までで着工件数がどれだけあるのか。恐らくこの図面ではうまいこと書いてありますけれども、今後、これからそんなに5,000戸余りの工事がスムーズに進むとは考えられませんので、その辺の再度の説明をお願いします。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** 今後のあり方につきましては、入札という方式なのか、変更契約という方式なのかというあたりはあろうと思いますけれども、そこらについては、また検討の方をさせていただければと思います。

あと、実際の今のサービスの提供を受けている方ということのご質問だったと思いますけれども、現在、光ケーブルの引き込み工事につきましては、4,500戸、ケーブルテレビの光受信機設置等の工事は約550戸という状況でございます。なお、光インターネットの開通件数につきましては、NTT西日本の方で直接行っていますので、見込み数になりますけれども、約2,500から3,000戸程度というふうに聞いております。

**大同議長** 吉岡豊和議員。

**21番 吉岡豊和議員** ちょっと質問の返事が違うと思うんですけども、工事が21年度にどれだけ、この6,500はもう着工済ということによろしいんですか。まだこれは予定ということですか。まだ、これだけ残って、どれだけ残っているかということをお聞きします。

21年度の工事はすべてもう終わっているんですかということなんですけれども、それで、終わってなかったら、どれぐらいの戸数が残っているかと。

**大同議長** よろしいですか。整理してもらったらいいですけど、いいですか。企画総務部長。

**渡部企画総務部長** 21年度まだ残っている残ということでございますけれども、光ケーブルの部分につきましては、約2,000戸。それで、ケーブルテレビの方は約4,400戸がまだ残としては残っているということでございます。

**大同議長** 谷口議員。

**1番 谷口議員** 1番、谷口です。少し追加部分とは若干違うかもわかりませんが、疑問点だけ質問をさせていただきます。まず一つ、このケーブルをした段階での受信料の件でありますけれども、例えば、従来であれば、指定管理という部分では条例というものがあるわけですが、この受信料についてのそういう指定管というのか、そういう形の中で、変更になった場合には、議会でかけられるという考えなのか。あるいは、受信料をどういう形で住民の方に不安のないような形をされていくのか、ここの点が1点。

それからもう一つは、23年7月で実はテレビが全部切りかえなければならないというのがありますけれども、非常に生活云々、あるいは高齢者の方で従来の持っておられるテレビを、23年にテレビを変えるということになると、大変な費用が出るということでもありますので、こういう家庭には、現在のテレビが使えるようなチューナーという形の中で、市の方はどのようにお考えであるのか。少し、その点もお願いしたいと思います。

それから、もう一つは、進捗状況の関係でありますけれども、非常に共聴テレビを組合がされておるとい状況の中で、全部がいつ切りかわるかということとあわせて、設備の問題をその組合が持っておりますので、その組合が設備を持つと同時に、撤去をしなければならない維持の管理も含めて、組合の方で負担をしておるとい状況でありますので、ある程度の、いつごろまでには完成という目安的な時期を明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

**大同議長** 谷口議員、一部整理させていただきますけれども、受信機云々の分につきましては、この議案と直接かわりがないと思います。また、一般質問等で取り上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後の部分の質問のみ答弁をお願いします。情報政策課長。

**吉岡情報政策課長** 工事の進捗の目安ということですが、まず一つは、現在進捗中の工事につきましては、テレビの方が、スタートが少しおくれたということがございまして数は少ないんですけども、班数を非常にたくさん用意していただいておりますので、これから急速に進んでいくというふうに思っております。それで、この追加させていただきました部分、これにつきましても、できるだけ早く引き続きやることで、皆様方にサービスを早く提供していくということですが、余裕を持ったといいますか、組合の方である程度一定の目安というのが、当然、議員ご指摘のように必要だと思っておりますので、それにつきましては、ことしの夏ぐらいまでにはすべて終わるように、その線は守っていききたいというふうに思っております。

**大同議長** 谷口議員、よろしいですか。中村議員。

**2番 中村議員** 2番、中村です。参考資料の継続費の最後のところにスタジオ設備の工事ということで、既存施設の利用というふうなこと、初めて聞かせていただいたような気がしますので、この点の内容、概要が固まっておりますら、ちょっとお聞かせいただきたいのと、もう一つ、今、我が家も光の方は入ってきて、テレビの工事に間もなく来てくれるようなんですけども、地域でよく聞くんですが、一つの業者が地域でまとまって入るとい工事の仕方にはなっていないようなんですけども、それと、我が家は入ってきてくれたけど、あの家は入っていないとかという話が出るんで、非常に件数が多いので、なかなか無理だと思います。施工業者の数が少ないんですが、その辺はある程度配慮されて、工事を発注できているのかどうか。

以上、2点、お伺いします。

**大同議長** 情報政策課長。

**吉岡情報政策課長** まず、スタジオについてですが、スタジオの方はアミティ丹後を利用させ

ていただいております。それで、この件につきましては、以前、全体的な計画の中で、一番当初につきましては、場所がまだ決まっていなかったということで、改修費も多く見ておりました。それが、場所が決まったということで、改修費が少なくて済んだということが一つと、もう一つはここで書いておりますように、完全に仕切った形で外の音も入らない、中の音も外に出ないというような防音という形ではなくて、開かれた形のスタジオという方式をとりましたので、そういった分が減っているということでございます。

それから、2点目のテレビに関しての各工事、各お宅に入る工事についてですが、まだ、どういいますか、スタートを切って1カ月もたっているかどうかというところなんで、今後、順調よくさらに進んでいくと思いますが、業者の方と調整しまして、できるだけ円滑に進めるように、今後とも指示をしてみたいと思います。

**大同議長** よろしいですか。森口議員。

**4番 森口議員** 4番、森口です。あと1点、聞き忘れておったので、お願いします。加入戸数の増加ということなんですが、このブロードバンドネットワーク事業をずっと審査をさせていただく中で、やっぱりケーブルテレビにしても、それからインターネットにしても、やっぱり一定の加入者がないと厳しいというご説明が以前からあったと思います。その中で、今回、増加の部分も聞かせていただく中で、現状がどういうふうになっていますのか。それから、当然、今回の継続の中でも、トータルしますと、費用としてはたくさんになるというんですが、そのあたりの何かバランスの中で、ふえたことによって、例えば、ケーブルテレビの会社であるとか、インターネットについて財政的に長期で見れば有利に働くような変化がありましたら、そのあたりについてのご説明もお願いしたいと思います。

**大同議長** 情報政策課長。

**吉岡情報政策課長** 加入戸数と、特に運営費の方になりますが、そちらとの兼ね合いですけれども、もともと業者の方の提案の方では、インターネットで7,700、それからケーブルテレビの方で9,500というような数字をいただいております。それから、引き込み戸数との関係につきましては、両方のサービスをされるか、また、片側だけをするかで引き込み戸数自身は変わってくるという面もありまして、この引き込み戸数だけで一概に利用料との関係ということにはならないんですけれども、現在は、ほぼこの最終的な、来年度の目標といいますが、この予算の中でいきますと、ほぼ業者からの提案の数字に到達しますので、運営費に関しましては従来からお示しさせていただきますようなこの運営費の中で維持管理を出していくということになるかと思っております。ただし、来年度に関しましては、工事がすべて完了するという時期が多少、4

月当初ということではございませんので、そういう意味では再来年度からその運営費と貸出料の相殺という形が実質的に均衡していくというふうに考えております。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** ちょっと補足させていただきますけれども、先ほどの事業目標数に対して、今、実際の加入申し込みがどれくらいかということについてもお答えさせていただきますけれども、光インターネットにつきましては、目標数が7,700戸に対しまして、1月末現在で7,300戸、それでケーブルテレビにつきましては、事業目標件数が9,500戸であるのに対して、1月末現在の申し込み状況が9,300戸とこのような状況になっております。

**大同議長** ほかにありませんか。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**大同議長** ご異議なしと認めます。

したがって、本議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第4号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第4号について採決いたします。議案第4号 平成21年度京丹後市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

**大同議長** 起立多数であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

**大同議長** 日程第3 議案第1号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、これから文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

平成22年2月8日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

文教厚生常任委員会

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告します。

記

1. 付託事件及び決定

議案第1号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

原案 可決すべきものと決定した。

2. 審査の経過

2月5日 所管部長等から説明の聴取及び審査のまとめ並びに決定

松本聖司文教厚生常任委員長 本委員会に付託されました下記の事件の審査の結果は、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告いたします。

一つ、付託事件及び決定。議案第1号、京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定した。

二つ、審査の経過。2月5日、議案第1号について、所管部長等から説明の聴取及び審査並びに決定。

3、審査の概要について。議案第1号については、放課後児童健全育成事業のうち、利用児童の拡大で、現在の小学3年生から4年生までに拡大するもの。利用料に関しては、現在、一律月額6,000円から一部休暇期間を含む1月、3月、4月及び12月については7,000円。8月については月額8,000円に改め、土曜日を利用する場合は、月額1,600円の利用料を加えるもの。また、網野北放課後児童クラブの新設と、丹後放課後児童クラブの場所を丹後庁舎から旧豊栄保育所に移設する内容です。

主な質疑について報告いたします。料金設定の考え方や妥当性についての問いに対しては、合併前の状況では、3町で実施し、5,000円から8,000円であったので、中間あたりをとって6,000円になったと認識している。今の経済状況では、土曜日も含めて1万円を超えると厳しいので、最大9,600円ということで改めた。1,600円については、一月20日間ですから、8,000円を20日で割ると1日400円であり、月に4回土曜日があると計算した。基本月については、夕方からということで、1日300円ぐらいと考えてのことである。

また、4年生までの拡充でも指導員に変化がないということだが、なぜかとの問いに対しては、

児童クラブの指導員の配置についての考え方は、15人程度利用で2名配置。それから、10人ふえるごとに1名の配置と考えている。平成21年度は、当初が300人であり、現在申し込みを受けていないので正確なことは言えないが、申し込みを預かっている分について243名であり、4年生も35名いる。昨年程度と考えている。ただし、時間がふえるので、指導員1人当たりの就業時間はふえてくるとの説明である。

次に、丹後放課後児童クラブの移転について、竹野小学校という選択肢はなかったのかとの問いに対しては、豊栄小学校の子供の送迎がなくなることは大きなメリットであり、交通事故のリスクを回避できる。竹野小学校については、施設が大きすぎて、管理に課題が出てくると考えている。

また、土曜日を開設することで、負担増になる金額は幾らか。4年生まで拡大で、放課後児童クラブに対する国府の補助金はどうなるのかとの問いに対しては、土曜日開設で、大体1,200から300万円程度年間事業費がふえると考えている。4年生以上を放課後児童クラブに加えても、補助対象について問題はないが、現在の運営費が補助金より随分大きな額ですので、精いっぱい分をいただいているとのことでありました。

次に、パブリックコメントの答えの中に、4年生の利用については、受け入れに際して保護者と連携を図り、子供の成長と自立に向けて支援を行うとしているが、4月から総合サービスに委託する中で、支援ができるかとの問いについては、国には放課後児童クラブのガイドラインがあり、指導員がどう運営していくのか、京丹後市でも年度内にガイドラインを作成したいと考えており、総合サービスについてはその方針でやっていただけると考えているとの説明であった。

放課後児童クラブの拡充については、利用者のニーズの高まりと受け取っているが、市の考え方はどうか。また、運営コストのうち、幾ら利用者負担してもらおうかという考え方はあるのかとの問いに対しては、放課後は地域に帰って子供たちが自由に遊び、地域で安全性が保たれるのが一番であるが、少子化の影響や地域でのつながりが希薄になっており、家庭で支えられない部分について行政の支援が必要である。また、利用者負担については、何%までお願いしたいという具体的な話はないが、一般財源の持ち出しが大きく、引き上げが必要と考えていたとの答えでありました。

最後に、利用者にとって負担がふえることになるが、滞納状況やその推移も視野に入れて、今回の検討があったのかとの問いに対しては、19年度で1世帯、20年度で2世帯の滞納繰越がある。21年度については12月現在で11世帯であるが、年度末に向けてまとめて払ってもらい、減ってくると思う。保育料も担当しているが、放課後児童クラブの滞納者は少ないと思って

いる。また、現在の経済状況も考慮して、通常月の6,000円を引き上げない形にしたとの説明でありました。

なお、質疑の途中に長岡放課後児童クラブ、弥栄放課後児童クラブ及び網野北放課後児童クラブ予定場所の視察も行いました。

質疑の終了後、平林委員より修正案が提出されました。内容については、6条の1項の修正規定を削り、今までどおり6,000円にする。また、新たに加える6条2項を削る。すなわち土曜日に利用する場合の月額1,600円を加算するという記述以下を削除するものです。提案理由としては、経済情勢が大変厳しい状況であり、若い人たちに安心して子育てをしてもらう状況をつくるために、利用料の今以上の負担はすべきでないとの説明でした。

修正案の質疑として、平成22年度の試算では、この事業に係る一般財源の持ち出しは5,020万円であるが、料金の改正をしないと、より財政が厳しくなるが、また、サービスについてはある程度の受益者負担は当然と考えるが、税金の使われ方の公平性をどう考えているのかとの問いに対しては、丹後では、共働きしないと暮らしていけないという経済状況にあり、子育て支援ということで必要と考えているとのことであった。

また、今回の改正は、基本利用料については変わらないが、利用日数や長い時間のサービスに見合った相当額にしようとする趣旨で合理的と考えるがどうかとの問いに対しては、6,000円という利用料で今までやってきた。夏休みに値上げになるので、預けておられる保護者にとっては全体的な値上げであり、負担の増加になるとの答えでありました。

その後、修正案も含めて意見交換をしましたので、内容を報告いたします。委員会の中で、議案提案の修正案が出たことは本市議会で初めてである。議会改革の側面からは提案者の考え方を十分理解できたし、議論が深まり非常によかった。

行政サービスに対する利用料である。それを受けているメリットが6,000円で高いかどうかの視点が大切である。平成21年度については、利用者1人当たり17万円の一般財源が入れているということを考えると、理解得られる改正である。修正案については、長時間利用したときも、そうでないときも同じ負担であるということはおかしい。今後も事業費の増加があると考えると、この改正は理解できる。

放課後児童クラブの料金体系を考えると、ベースの部分として、市の子育てをどうするかということが伝わってこない。学年齢の拡充や料金についても、何が適正であるとの考え方がなかったのが残念である。子供を預けやすくするという、子供をよそに置いて仕事をするのが、イコール子育て支援という短絡的にならないようにしてほしい。

討論ですが、原案賛成、原案、修正案ともに反対の討論についてはありませんでした。修正案賛成の討論が1名ありました。この不況下の中で、共働きの家庭が増している。子育て支援でサービスの充実を図ることは大切だが、負担の増加につながることは反対であるとの内容でありました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

**大同議長** これより文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。奥野議員。

**20番 奥野議員** この条例の変更については、この2月3日の冒頭の初日に、いろいろと市長の報酬等の減額等々の手続もある中で、そういうことがあったからといいますか、やり方が違っておったという中で、きょうこうしてあるというのは、3月にやっておればどうだったのかなと思うと、言い方が適切ではないですけれども、けがの功名という中できょうがあるなど。きょう採決ができるという中で、少しでもという、市民に対するサービスがしたいという理事者の考え方が出てきておるな、よかったなとも思うわけですけれども、しかしながら、私、この間、理事者に対して質問を行ったわけですけれども、どこまでこの制度を延長、拡大していくのか。今も委員長報告で時間を延ばした、どこまで延ばすんだと。同じ疑問を持つわけです。

それで、不況だから、この制度ということがある。そうなんです。男女共同参画という中で、子育てについて支援をしていこうということがある。しかし、この不況の中で、さらにそれを充実していくという考え方がある。当然、今回の提案にはある。そうすると、この料金の問題が出ておるわけですけれども、何をもってどこまでの負担を市民にさせていただくのか。そして、公がするのかというところの、この基準のところの整理といいますか、その辺の審査をされておる内容があったら、お尋ねを一つはしたいのと、それと、そういう中で、1人当たりの公費の負担額ですね、全体の予算が、一般持ち出し、一般から持ち出しが5,020万と今報告があった。間違いありませんね、5,020万で。そういう中で、一人頭幾らの公費負担になるんだと。簡単に割り算したら済みますわなということでしょうけれども、その中身があればお聞かせ願いたいですし、この提案時に、私、質問をしとるんです。全体で280万円の増加ですと。そのうち、土曜日の分でいくと280万のうち100万ですという答弁をもらった、メモをしとるんですけれども、これ、今の報告を聞いておると、ちょっと違うなど。土曜日をすることによって、1,200万円から1,300万の増になるという報告を今委員長されましたよね。そうすると、あれ、これどうなん、2月3日の提案時の理事者側の説明との違いが少し整理してお尋ねをしておかないといけないなと思って、今お聞きするんですけれども、どちらが正解なんだろうということでもあります。

それと、この審査に当たって、私もいろいろと質問をさせていただいたというのは今申し上げたとおりですけれども、この事業を理事者側、呼んで説明を当然受けられておるんですけれども、ずっと続けるのか。景気の回復によっては、また、後退という指摘になるかどうかかわからないですけれども、その制度の拡張をとめて、逆に今、4年生を3年生までに戻すとか、時間も延長したものを短くするとかいう考え方も今後の景気動向においてあるのかなかという審査をされておれば、その内容についてもお聞かせを願いたいと思います。

何点が申し上げました。お願いします。

**大同議長** 文教厚生常任委員長。

**松本聖司文教厚生常任委員長** 料金の設定の基本の中で、利用者負担の関係であります。今、少し触れさせていただきましたが、一般財源の持ち出しがふえている中で、原課としては上げるということも非常に大きな検討課題ではあったが、こういう経済状況の中、また、その中でどこまで認めてもらえるんだという中でこういう数字に落ちついたということで、具体的に利用料が、全体の運営費の中で何%までが適正なんだというそういう議論までは深めてないということでありました。

あと、先ほどの金額の話ですが、これ、僕が本会議の中で聞かせてもらった記憶では、多分一般財源の持ち出し、ふえるということではなくて、利用料の収入のことについてが180万円、100万円という、そういう議論だったかなというふうに認識しております。

そして最後、今後、景気の状態によってそういう考え方がまた変わることがあるのかということについては、基本的には議論の中でありましたのは、保育所との違い、保育所は土曜日昼までというようなことがありまして、この整合性をどうするんだというような議論がある中で、できたら、夕方までと同じような形にあわせたいんだけど、ただ一遍にやると、施設の問題や人的な問題、いろいろなことがあってできないんですがということの中で聞かせていただきました。それはまだ今後の検討ということで、それ以上、景気がよくなったら縮小するのかなということについての議論はございません。質疑はございませんでした。

先ほど22年度で5,020万円ということでありました。1人当たりということでありますが、先ほど21年度では意見交換の中で17万円という話をさせていただきましたが、単純に300人で割ると、同じように17万円というような数字になるのかなというふうに思っております。

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** 先日も新聞で、土曜学級でしたか、実施する都道府県がある。土曜学級と

いう、この間も申しあげましたよね、東京都の方でということ、それが土曜学級という名称のようでありますけれども、そういう中で、1年生、2年生、3年生は低学年、4年生、5年生、6年生は高学年という、昔からそういう扱いになっとう思うんですけども、今回、なぜ4年生なのか。低学年に対して、家に帰っても父兄がいない。仕事に行っている。そういう中で、もうしばらく預ける施設をとということですよ。4年生、じゃ、今度5年生に上げるのか、6年生に上げるのか。そのことを2月3日に申しあげておったんですけども、何でもやっていくというふうな理事者の姿勢なのか。いやいや、学年はもうここまでですと。4年生までしか考えておりませんわと言われるのか。いや、6年生までやるんだと。いやいや、中学校もやるかもわかりませんでというそういう中身があったのかどうか。その限度ですね。困っている、困っている、困っているということだけで、この施策を充実をしていくという、何かおかしな理念のもとにやっていくということがいいのかどうかという疑問を持つわけですけども、その中で、どこまで拡充していくのかということについての審査があればもう一度お聞かせ願いたいし、やはりその辺の視点は、議員は当然持っておられるというふうに思いますので、これは重要なポイントだと思うんです。

そういう中で、もう一つ申しあげるなら、この緊急的な対策としての今回の条例改正なのかどうかという点、再度になりますけれども、あわせて同じ意味ですけども、お聞かせ願いたいというふうに思います。審査の中身があれば、お願いします。

**大同議長** 文教厚生常任委員長。

**松本聖司文教厚生常任委員長** どこまで拡充をしていくのかということについては、これは、委員の中からもそのような質疑がありました。具体的に覚えている範囲でお答えさせていただきますと、市民のニーズがあれば、6年生まで、もっと言えば中学生までもあり得るのかという、そういう中で、答えといたしましては、ニーズの結果、小学校4年生までが特に多かったので、5年生、6年生ではなくて、4年生まで特に多かったのかということでありました。また、付随して、ニーズということであれば、なぜ、利用に関するニーズだけではなくて、料金に対するニーズの調査もしなかったんだという、こういうようなことが付随してあったということをお知らせしておきます。

また、経済状況の中での緊急的な措置なのかということについては、緊急的という意味の中での質疑はございませんでした。

**大同議長** よろしいですか。田中議員。

**17番 田中議員** 17番、田中です。二つの点についてお伺いします。一つは今の質問にも

関連があるんですが、他市のところを見ても、1年生からおおむね3年生とか、あるいは1年生からおおむね10歳未満とかいう幅を持たせた条例設定で、どうしても必要な方については、4年生、5年生、6年生でも受け入れるというような対応をされているところがあるんですが、そういう部分での対置した検討がされたのかどうか伺っておきたいと。

それから、もう一つは、公平性という議論があったというふうにお聞きをしたんですが、このサービス、行政の学童保育を受けたいというそういう必要な方が本当に受けられる、そういうためには、利用料の面でも所得が少ない方は引き上げる必要もあるのではないかというふうに思いますが、そういった検討もされたのか、伺っておきたいと思います。

**大同議長** 文教厚生常任委員長。

**松本聖司文教厚生常任委員長** 委員会の中の利用料の方ですが、公平性という中で、委員会の中では引き下げというようなことについての質疑はございませんでした。

あともう一つ、4年生から6年生までの対応のことについても、柔軟性を持ってやるべき、そのことはどう考えているということについて、4年生までになったけど、それはなぜなんだという議論はありましたけれども、受け入れに対して、柔軟性についてはどう考えているというようなことについての質疑はございませんでした。

**大同議長** 田中議員。

**17番 田中議員** 確認をさせていただきます。今回の提案は、1年から4年生ということでありますので、5年、6年という受け入れはあり得ないというふうに受けとめたらいいでしょうか。

**大同議長** 文教厚生常任委員長。

**松本聖司文教厚生常任委員長** そのように思っております。

それと、先ほどちょっと言い忘れましたが、受け入れの柔軟性の件に関してですが、パブリックコメントの話も少し紹介させていただきましたが、4年生を受け入れる場合については、保護者面談等もさせていただいて、しっかりそういう意味での指導もした上で、受け入れさせていただくというそういうふうにご説明をいただいたところです。

**大同議長** ほかにありませんか。これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。文教厚生常任委員長、御苦労さまでした。

本案に対しましては、平林議員ほか3名からお手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。平林議員。

**19番 平林議員** はい、平林です。議案第1号、京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例

の一部を改正する条例に対する修正案を提出させていただきます。

地方自治法第115条の2及び京丹後市議会会議規則第17条の規定により提出いたします。

修正の内容につきましては、第6条の1項の改定規定を削る。第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える。改正規定、これを削るものであります。

中身につきましては、利用料金の引き上げの提案部分を削除するという内容であります。

提出者は、ほかに田中議員、松田議員、森議員であります。

修正案の内容について説明をさせていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、もともと放課後の子供たちが安全で安心な居場所を確保したいという、働く親、お母さん方の切なる願いからつくられてきた施設であります。京丹後でも、旧峰山町では施設がなかったころ、働くお母さん方が中心になって、旧吉原小学校を借りて自主的に行われていました。放課後児童クラブは保育所と同様に、共働き家庭にとってはなくてはならない施設であります。しかも女性の社会進出を保障するこういった大切な施設でもあります。そして、この京丹後地方の大変厳しい経済状況の中におきましては、生活をしていくために共働きをしていかなければならないという大きな部分もあります。そういう中で、対象児童の拡充、土曜日の開所、網野北小での開所などについては賛成できるものですが、今回の利用料金の引き上げについては反対をするもので、修正案において削除をお願いするものであります。

次世代育成支援対策行動計画を作成するに当たってのアンケートでは、子育てにはお金がかかり、負担が大きいという声が上がっています。また、ある地域のお母さんにもお話を聞いてまいりました。3人の子育て最中のお母さんですけれども、一番下の子供さんはまだ保育所へ通っておられます。保育料が要ります。上の2人の子供は放課後児童クラブを利用され、本当にありがたいと言っておられました。しかし、今回の負担料の問題、言いましたら、利用料の負担は、本当に一生懸命働いている中で、この負担増は大変重たいというふうにも言っておられました。

就労支援、安心して子育てしてもらうためには、これ以上の負担増を行うべきではないと思います。しかも利用料金は、与謝野町や福知山では3,000円ということで、京丹後の半分で設定されています。京丹後は、今現在は6,000円なんです。このことを見ましても、高いということが明らかになりました。就労支援、子育て支援の立場から、今回、引き上げの提案を削除することを提案いたします。

以上です。

**大同議長** 説明が終わりましたので、これより修正案に対する質疑を行います。奥野議員。

**20番 奥野議員** 何点か質問をいたします。与謝野町でしたか、の方は3,000円、高いと

ということですが、なぜ、その差が出るのかというところは提案者、調査されていると思うんですけども、お聞かせ願いたいと思います。こういう負担が高いのかも含めて、支払う、お世話になる方への報酬、お礼といいますが、報酬がどうなのか。管理費ですね、維持管理、運営費としましょうか、運営費がどうなのか。その辺も、当然、比較されてのことだろうと思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

それから、提案者は、この利用料が安ければ安い方がいいのかということですね。これは、公平性から見たときの問題があると思うんです。先ほど委員長報告の中でお尋ねしたら、1人17万円の公費負担になっておる。その負担も何もなしに、全額0円で利用料はいくということになると、この方々が17万円の税金で市民全体のものからいただくということ、それが公平性という観点でどうなのかということもありましょうし、また、片方、この施設を公平性という中で見たときに、利用できる施設の箇所数をふやすというのは、これは、公平性という面では、当然、どなたでも使いたい人には使える形にはしていかないといけないという意味では、確かに公平性という部分では今回理解できるわけです、利用できる施設を新しく設けていくということについては、あくまでも今回、修正案の方では料金の方を言われておりますので、今申し上げた、なぜ、6,000円のもとのままでという提案をなさっておるのかという点について、お聞かせを願いたい。今の質問をさせていただいたことを中心にお聞かせ願いたいというふうに思います。

**大同議長** 平林議員。

**19番 平林議員** まず最初の与謝野町の3,000円の部分ですけども、実際利用されているお母さんにお話を聞かせていただきまして、与謝野町では3,000円で、それでおやつ代も1,200円というようなことを聞かせてもらったんですけども、すみません、行政の方で幾らの管理費がかかっているかという部分については調査ができておりませんということが一つです。

それから、利用料は安ければ安い方がいいのかということで、0円でもいいのかという質問なんですけれども、私は、今の京丹後市の状況を見た場合、先ほどの6,000円、なぜ、6,000円なのかという部分に絡んでくるんですけども、安い方がお母さん方にとっては本当に安心して仕事も行けますし、子育てにも安心できるという部分では6,000円に限らず下げればよいというふうな立場で考えています。なぜ、6,000円のままに戻したのかということなんですけれども、今回の修正案を考える中で、とりあえず上がった部分だけを削除しようという考えのもとで、それ以上上げるという考えまで及ばなかったというのか、そこまで考えずに6,000円上がった分だけを削除しようという考えで、今回、提案をしたということです。

大同議長 奥野議員。

20番 奥野議員 安心して子育てをということの中で、今回、修正をということですが、他町、他市ほかと比べる場合に、やはり表に見えている数字だけで比べることが、今、本当にどうなのか、というのは、例えば、そこで、管理費が、運営費がそこでの世話になっておられる方々がボランティアでやるとなったときには、全く人件費がかからないわけですね。今回、こういう施設についてのウエートというのは、私、調査はしてませんけれども、人件費というのはすごい高いと思うんです。公の施設を使いますから、施設費が幾らかかるだろうと思ったら、もう電気代その他、その辺の燃料費ぐらいのものじゃないかなと思うわけです。そうすると、重立ったものが人件費であろうと。その人件費が与謝野町ではどういう実態にあるのかということ、やはりこのところが一番の料金を見るときに、また、地域の中でその行政がどうこの子育て支援をしていくかという基本的なところを見るということについては欠かせない要素ではないかと私は思うんです。ただ安い、高いだけを比べるということだけでは、比較にならないと思えてならないんですけれども、もう一度その点についてお考えを、なぜ、今のこの提案に当たって、よその例を出されたのか、お聞かせを願いたいと思いますし、同じ質問を、先ほど委員会で審査されたがという中身の中の質問と同じ質問をさせていただきます。限度は何歳までだと思いでしょうか。中学校までとかいう審査の中身があったようですけれども、提案者は何歳までこういう支援の施策をすればいいとお考えなのかについてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

大同議長 平林議員。

19番 平林議員 まず最初の質問ですが、やっぱり私は、確かに奥野議員が言われるように具体的に行政の立場での料金的なものは調査しませんでしたけれども、子育てするなら京丹後市でという文言をよく私も言わせていただくんだけれども、そういう中で、やはり安心してお母さんがお仕事に行ける、放課後をしっかりとこの放課後児童クラブを使って子供たちが安心してそこで過ごすことができるという立場に立って、少しでも負担が減ればという立場で調査をしましたので、行政側からの調査が不十分だったことは確かだなというふうに今思いました。

それと、何歳までかと、何年生までかということなんですけれども、私は、私事ですが、子供たちは6年生まで放課後児童クラブで利用させていただきました。そのころは、この地域ではございませんけれども、そういう中ですごく縦割り集団の中でしっかり力をつけてくれたなというふうに思うわけで、今、今回、4年生までということですが、私は必要があれば、6年生まででも必要かなというふうに考えています。

大同議長 奥野議員。

**20番 奥野議員** 3回目の質問になるわけですが、どうもお聞かせ願っていると、昔、私が小さいときには、うちも共働きといいますか、母親も仕事をしてましたので、守りに出されたんですね。守り。今はそういう守りという言葉があるかないかわからんですけども、守りに出した。守りしてもらおうおばさんがあってということで、それで、預けてもらったらええ、預かってもらったらええというふうにしか聞こえないんです。その中身、中身が問題だと思うんです、どのように預かってもらうか。

実は、きのう、一昨日、新聞、どこだったか、アイヌの方の話がありまして、アイヌの指導者の70過ぎの方が、教育は命だと言われた。まさしく教育というのは、親が子に与えるもの、そして、その親を支えていく、そういう教育を与えられる環境をつくっていくというのが行政の仕事だろうと思っておるわけです。どこまで行っても親だと思うわけです。そういう中で考えたときに、いかにも、預かってもらったらええだけだ、親が働くために、親だけの理由で今言われておるように、私、聞こえてならないんです。

その辺で、やはりその預けた中で、どんな内容になっておるのか、サービス内容が。やはりその実態との比較の中で、同じサービスが3,000円でもできるじゃないかと。いやいや6,000円だったら、こんな手厚い預かりサービスができておると、京丹後市の場合だと、いろいろとあろうと思うんですね。そのところの違いがやっぱり提案者必要ではないかと思うんですけども、その比較になるようなことを認識されておるようでしたら、与謝野町のこの出されましたので、どんなことが京丹後市と違うかというところがありましたら、お聞かせ願いたい。私は、ある意味では、京丹後市の最低のものを設定をされておるというふうに、これまでの議案で賛成もしてきているんですけども、その親が安心して預けられるというのは、ただ預かってもらうだけではない。そこで与えられる、子育てに対して与えられる内容もしっかりと、満足できないけれどもある程度あるという中での親の預ける考え方ではないかというふうに思いますので、それについてもどういうお考えなのか、改めてお聞かせを願いたいというふうに思います。

**大同議長 平林議員。**

**19番 平林議員** 預かってもらったらいいというふうにしか聞こえないという質問だったんですけども、私は、そうではないですよ、実際。確かに今厳しい状況の中で共働きのお母さん方がふえてます。そういう中で、本当に子供たちが家庭に帰った場合、一人がかぎっ子になるというのは大変不安ですので、そういったところをこういった施設でお母さん、お父さんが迎えに来てもらうその時点までしっかりと見てもらうというのはすごく大事なことだと思うんですけども、一方、先ほども言いましたけれども、男女共同の、女性が社会進出していくという部分

の中では、やっぱり必要な施設だというふうに思うんです。というのは、子供たちが学校では、ここは放課後児童クラブというのは、子供たちの居場所づくりという定義もされているんです。そういう中で、安心して、そこで縦割り集団の中でしっかりと子供同士の触れ合いがあり、また、指導員さんのもとで、やっぱり生活習慣とかいろんな知恵を身につけて、お兄ちゃんなどの様子を見ながら、放課後児童クラブの中で放課後過ごしていくという大切な事業の一つだというふうに私は考えています。

ただ不況だから、働かなければいけないから預けるんだというのではなくて、その事業そのものが国もガイドラインを示していますように、すごく子供たちの成長にとって大切な事業であるというふうに理解をしておりますので、私は、この京丹後市の子育て支援という部分でも、本当に大事な施策だというふうに考えます。

先ほども与謝野町で調べた場合のサービスの内容とか、お金だけじゃなくてサービスの内容についての違いをしっかりと調べて提案するべきじゃないかと奥野議員の方から言われたわけなんですけれども、今回、私としては値上げという部分がぱっと頭に浮かびましたものですから、金額的なもの、おやつの状況がどうなっているかとか、そういった部分にしかいきませんでして、十分な審査はそこまでしていませんでした。

大同議長 ほかに。三崎議員。

6番 三崎議員 6番、三崎です。料金の値上げなのか、料金の適正化なのか、これは見解が多少差があるかもしれませんが、この条例の目的として、保護者の就労等により放課後の家庭保育が欠ける児童という部分があります。それに対して、これが利用料のみで運営費が賄われる場合ですと問題ないと思うんですけれども、やはり先ほどの説明がありましたように、公費がかなりの額でつぎ込んでおられる事業がなされているという中で、例えば、この夏休み、春休みいろいろと中の利用時間、それから土曜日も一定の整理がされたという中で、料金を統一、6,000円のまま統一されるということは、それが果たして税の使い方として公平なのかどうかという点については、どういうふうにお考えでしょうか。

大同議長 平林議員。

19番 平林議員 公平性についてという質問だったかなと思うんですけれども、私は、公平性って、やはり京丹後市、行政というのは、この京丹後市で住み続けてもらうために、その人の暮らしや健康、また生活を支援していくという立場で行政を行っていかなければならないというふうに思うわけで、公平性ということで考えますと、例えば、今回300人程度の放課後児童クラブ、先ほどのブロードバンドは1万2,000世帯使われるから、ブロードバンドの方にたく

さんの予算をという、単純に言った場合、単純に比べた場合、そういう考え方ではなくて、公平性というのは、やはりこの京丹後市で子育てが安心してできる、支援していく、子育てを支援していくという部分では、私はやはり行政の仕事だというふうに考えますので、そういった部分で公平に税金をこうやって使う必要、ここにも使う必要があるというふうに考えます。

**大同議長** 三崎議員。

**6番 三崎議員** 例えば、土曜日ですね、これは、今回、第2項ということで、原案ですと、1,600円というものが提案されておるわけですが、そういったものも含めてすべて同一料金でというふうなことについての説明を、平林議員の提案の内容とそこの部分の違いの考え方について質問いたします。

**大同議長** 平林議員。

**19番 平林議員** 6,000円と、土曜日は1,600円ということで、値上がって、統一料金にしたことの違いの考え方ということなんですけれども、私は、ですから、今回の条例の提案の中で、保護者にとって負担がふえると。だから、負担のふえる部分をとりあえず前の6,000円に戻すべきだということで削減をお願いしたいという考え方で、土曜日の1,600円も削除ということなんです。

**大同議長** 松本経一議員。

**7番 松本経一議員** 今の件です。この修正案のちょっとややこしい書き方なのかなと思っておりまして、今、土曜日の件なんですけれども、土曜日も開設してはいけないという、削除がこの2項全部が削られていると、土曜日を開設する場所が、この条例の中になくなってしまいうんじやないかと思いますが、それが1点です。ちょっと全部の条例を見てませんので、どこかに別の場所に土曜日の開設できるものがあるということだったらあれですけれども、ちょっとその辺がわかりませんので。

それから、料金につきましては、奥野議員の方からありましたように、やはり運営の形態についてもさまざまな差があると思うんですが、かつて旧大宮町では、今の形態とは違うやり方でやっておりました。社協さんにたしか委託をされていたと思うんですけれども、管理的には、その方式の方が安いというような議論が、その当時はあったと思うんです。それが全市に同じ形になって、管理経費が上がってしまったというような議論が当時行われたというふうに覚えているんですけれども、料金を引き下げることについて、奥野議員の質問にかぶるかもわかりませんが、この運営方式のコストダウンというか、そういうことについてのお考えというか、そういうものを再度確認させてもらいたいと思います。

大同議長 平林議員。

19番 平林議員 土曜日の件なんですけれども、この場合、条例を確かに削除すると、土曜日は消えるじゃないかということなんですけれども、土曜日の開設につきましては、規則の方で決まっております、時間的なものも規則の方で決まっております、条例を変えなくても土曜日の開設はできるということになっておりますので、私は土曜日をやめるなんていうふうには理解はしておりません。

それから、料金の運営形態ですけど、社協でやっていたというときはもう少し安くできたんじゃないかということなんですけれども、今回、先ほどの委員長報告の中でも、4月から業務請負で総合サービス株式会社の方というお話も委員会の中で少し出たんですけれども、一般質問等でいつも言わせていただいておりますけれども、じゃ、安ければいいのかということですし、先ほど奥野議員からもありましたけど、じゃ、放課後の子供たちをどういうふうな形でしっかりとそこで、子供として成長させていくのかという大変大切な事業なんですよね、これはね。ですから、私としては、安く上がるという観点で見たのではなくて、やはり京丹後市が責任を持って、この施設、事業を運営していくべきだというふうに考えて、しかも、保護者の皆さんに負担がふえないようにするという立場で削除のお願いをしております。

+

大同議長 ほかにありませんか。由良議員。

11番 由良議員 11番、由良です。6,000円を3,000円に下げるとことの料金の設定なんですけれども、市の方もいろいろと運営費で、施設の設備費や人件費などいろいろそういうこの厳しい状況の中で、大変その辺の運営費のことも考えて、その金額が考え出されたのか。また、親の子供を育てる立場として、本当に安ければいいという考えだけで、親の意識向上、ある程度金額を出しながら、その中で働きながら子供を育てるとことの意味で、ある程度金額はあって当然だと思いますし、まして、この6月から1万3,000円、子育て手当というのがこれから助成金として出されるんですけれども、その辺のこともどのように考えておられるんでしょうか。

+

大同議長 平林議員。

19番 平林議員 利用料金が安ければいいということでもいいのかということなんですけれども、私は、この京丹後市で安心して子育てしていただくということでは、それは、下げることも必要かなと思いますし、ただ、中身的なものについては、私は、安かったら意識が下がるのかというと、そうじゃなくて、やっぱり持っていき方だと思うんですよね。やはり子供たちをどうお母さんと一緒になって、その放課後児童クラブの事業として、お母さん方と一緒に子供

育てていくというすごい大切な事業だということを先ほど言いましたけれども、国もガイドラインを決めてますので、指導員さんと一緒になって、また学校の先生たちとも一緒になって子供たちを育てていく意識を高めるということは、この事業の中で、お金の問題ではなくて、そこにおられる指導員さん、また行政側も一緒になってやっぱり京丹後市の子供たちをしっかりと育てていくということは、この事業の中ではお金の問題ではなくて、別の対応の仕方があると思いますし、前回、委員会の中でお聞きしましたら、保護者会というんですか、そういったものもまだないようですので、私は、そういったものも実際つくられて、お母さん同士で子育てどうしてるとか、どんな悩みがあるかとか、そういったことまでもできるような放課後児童クラブの事業が必要ではないかなと、お金の問題だけではないというふうに考えます。

**大同議長** ほかにありませんか。吉岡豊和議員。

**21番 吉岡豊和議員** 21番、吉岡です。先ほどの松本経一議員の6条の2項の件、土曜日の件を今平林議員は規則で開設できるようなことを言われてますけれども、規則の第3条では、クラブの休業日は次に上げる日とする。1項で土曜日及び日曜日となっていますので、この2項を削ると、開設はできないというふうに理解するんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**大同議長** 平林議員。

**19番 平林議員** 私も最初、ちょっと委員会の中では森口委員の質問の中でそういうことになるのかなということで、ちょっとそういう理解をして委員会の中では答弁させていただいたんですけれども、ちょっと課長に確認をしました。そしたら、規則の中でできるというふうに答弁いただきましたもので、きょうはそういう答弁させていただきました。

**大同議長** 森口議員。

**4番 森口議員** 常任委員会の者も質疑ができるようなので、改めて確認をさせてください。委員会のおきにも先ほど申し上げましたように、平林議員がご提案されるとおりにすると、土曜日の開設の可能性がなくなるのと違いますかということをお伺いして、その時点では、平林委員からは土曜日開設できなくてもいたし方ないというご答弁をいただいていると思います。

その中で、今回、委員会での修正の後、改めて、それは否決されたという中で、改めて修正を出されるということですので、この土曜日の開設について、どのようにお考えになったのか。仮に、6条の第2項の部分の削除のやり方を変えれば、土曜日に利用する場合はという言葉を残そうと思えば可能だったんじゃないかなと。条例の方に土曜日の利用がうたわれれば、規則の方も変えざるを得ないと。これ、このままぱったりやってしまうと、規則を変える必要は、理事者側の方が土曜日開設したいという思いがない限りはできんことになりますよね、議会としては規

則の方をさわることはできませんので。そのあたりについて、当然、条例等にも詳しい方がたくさん賛成者の中にもいらっしゃる中で、あえて土曜日の利用について、困難になる修正を出されるというのは、提案者の本意からすると違うんじゃないかなと。その中で、あえて料金を切るためには、料金の値上げを阻止するためには、土曜日の開設が困難になることはいたし方なしという考えで、委員会のときの提案どおり変わりがないのかどうか。そこについて、土曜日をね、利用を求められている方もたくさんいらっしゃると思いますし、委員もその辺については、土曜日の利用は本来やられるべきだというお考えだということを想像する前提でお伺いするんですが、土曜日の利用について、もう一度、ご答弁をお願いします。

**大同議長** 平林議員。

**19番 平林議員** 確かに委員会の中では、それを指摘を受けて、すべてを削るということで、今までの時間があつた中で、なぜ、ここを削ってしまったのかと、委員会と同じようにということなんですけれども、私はこの規則で変えられるというふうに理解し、また、理事者側も今回、安易に土曜日を開設するという期待をして、行政側に、そのまま削ってしまったんですけど、そういう答弁おかしいか。そんな答弁はあかんかな、ちょっと座らせていただきます。

**大同議長** 暫時休憩されますか。

**19番 平林議員** はい。

**大同議長** ここで11時30分まで休憩します。

---

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

---

**大同議長** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

平林議員。

**19番 平林議員** 休憩に入るまでに土曜日の実施についての質問の答弁ですけれども、先ほどの答弁はちょっと削除させていただいて、改めて答弁させていただきます。

土曜日の開設の件なんですけれども、理事者の提案というのは、今回の一部改正については土曜日は実施するんだという前提で提案をされています。しかも提案理由の中には利用料の一部を見直すということで、利用料の改正ということになっておりまして、ですから、土曜日は、しかも規則で改正できるということですので、私はその点は矛盾はないというふうに考えます。

**大同議長** 森口議員。

**4番 森口議員** そうしますと、当然、条例の提案ということですので、当然、すべてを包括的に考えて理事者側の提案というのはなっておるんだらうと。土曜日の開設については、国の補助金の問題等々も踏まえる中で出てきておるという中で、そうしますと、修正案をご提案されている平林議員におかれましては、土曜日の利用料がなくなって、条例の中には土曜日利用の文言ということはすべてなくなっても、理事者の提案は土曜日開設することについては変わらないというふうにご本人が思われているということなのか。理事者の方の質疑等の中で、仮に土曜日の月額1,600円というのがなくても、規則で改正をすれば土曜日の開設はできますので、そういう意味で、土曜日は開設をされると、この修正案が可決された場合でも、土曜日の開設はされるという前提で提案をされているということによろしいのでしょうか。

**大同議長** 平林議員。

**19番 平林議員** 市長本人には質問はしてませんが、私は一応、市の、行政側の、理事者側の説明は土曜日を開設に基づいた料金設定ということですので、それはその立場でということと理解します。

**大同議長** ほかにありませんか。これで修正案に対する質疑を終結いたします。平林議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。まず、原案賛成者の発言を許可いたします。（「順番」の声あり）それだったら言わせてもらいますけれども、まず原案賛成、次に原案、修正案ともに反対、次に原案賛成、次に修正案賛成、これの繰り返しになります。修正案賛成は4番目ということでご理解いただけましたら、よろしいでしょうか。

それでは、討論に入ります。原案賛成の方、お願いします。行待議員。

**8番 行待議員** 8番、行待でございます。それでは、原案に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

原案の改正案は、新たに網野北小など開設場所の増設、また受け入れ学年を3年生から4年生に、そして、土曜日の開設や開設時間の延長など、まさに子育て支援策として、今、その世代に求められる最も必要とされる改正案であると考えております。受益者負担の問題もありますけれども、日数や時間のサービスに見合った相当の額とするものでありまして、市の財政状況及び負担の原則からしても公平性、妥当性が図られたものでありまして、ましてやサービスが低下するわけではないわけでございます。本来の子育て支援を金額だけの議論をするものではなく、ニーズに沿った内容の充実を目指した改正であると考えております。

ただし、今後のニーズや費用対効果など、今後の放課後児童健全育成事業の拡大の考え方がど

うあるべきなのか。また、4月から総合サービスに委託されるということとなっておりますけれども、指導員の低下と責任のあり方について十分な協議がされますことをお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**大同議長** 次に、原案、修正案ともに反対者の発言を許可します。次に、原案賛成者の発言を許可します。原案賛成者です。奥野議員。

**20番 奥野議員** 先ほども申し上げては一部おるんですけれども、この施策を展開するならば、当然、公平性の中で、サービス施設の数をふやすのは当然であります。また、一方、不況の中、今日の提案を緊急避難的施策として私はとらえております。そういう中で、不況の中での料金の値上げには疑問を持つところでもありますけれども、サービスの充実により子育ての支援と、子供の健全育成を推進することができるという提案理由、当然、委員会でも審査をされ、確認をされておる中で、今回の利用料アップ、負担増につきましては、利用者にも理解され、また、サービスの充実ということになれば、いたし方がないとも考えております。そういう中で、今回の条例の改正につきましては賛成をいたします。

以上です。

**大同議長** 次に、修正案賛成者の発言を許可します。田中議員。

**17番 田中議員** 17番、田中です。修正案に賛成の立場で討論いたします。

総合計画や次世代育成支援対策行動計画においても、子育て家庭等の経済的負担の軽減が述べられています。暮らしや福祉を充実する京丹後市の重要な施策としてこの制度が実施をされており、そういう重要性からかみがみ、一般財源からも税金が投入されている。そういう事業であります。しかし、この地域の経済状況、子育て世代の皆さん方の暮らしの実態をしっかりと見据えていく必要がある。そういった点では、京都府内の経済統計資料におきましても、1人当たりの地域別分配所得の指数におきましては、京都府を100とした場合、丹後地域は65.7です。金額にして100万円少ない。中丹地域と比べてみましても50万円も所得が少ない。そういうところをしっかりと見据えていく必要があります。

多くのお母さん方から、子育てに対する負担が重い、軽減をしてほしいという願いが寄せられています。そういったことを考えながら、近隣の市町村を見てみますと、福知山市は9月に改定をされました。3,000円の1カ月利用料です。綾部が4,000円。宮津市が4,000円。与謝野町は3,000円。京丹後市は既に6,000円となっています。こういったことをしっかりと見る必要があるというふうに思います。公平性についても述べられていますが、本当に必要な

方がこのサービスを受けられる。料金が上がることによって、受けたい人が受けられない、そういうことがあってはならないというふうに考えます。公平性を逆に欠いていく、そういう料金の引き上げであるというふうに考えるわけです。

以上をもちまして、修正案に賛成する立場からの討論といたします。以上です。

**大同議長** 次に、原案賛成の方。由良議員。

**11番 由良議員** 11番、由良です。先の見えないトンネルの中を走り続けるような社会状況の中、大変会社の倒産から失業、雇用不安、生活不安の重なる中で、今ある仕事、環境の中で子育てに悩む市民の声は充満しております。今ある仕事を継続していくには、児童クラブの4学年引き上げと土曜日利用は共稼ぎのご家族、ひとり親家族の方々など、少子化の中、なおさら期待は高まっております。子供が安心して活動できる場を確信することと、条例改正により公募の数が60名以上今あると聞いております。まだまだ人数はふえることと思います。子供さんが一人自立して、安心していただけるよう、一つのステップとして早急に対応していくべきだと思います。賛成討論とさせていただきます。

**大同議長** 次に原案、修正案ともに反対の方。次に原案賛成の方。森口議員。

**4番 森口議員** 4番、森口です。議案第1号、京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどから子育て支援、子育て支援という言葉が飛び交っておりますが、もちろん賛成の立場でございますが、この本当に放課後児童クラブを拡充することが子育て支援につながっているのかどうかについては、私は疑問を持っておる一人であります。親の就労支援としては当然やっていかなければならない事業、また、それが必要、4年生の子供においても必要な世帯があることは認めておりますので、この条例の改正そのものには賛成をいたしますが、一言言わせていただきたいのは、この市役所の中で、一体何をもちて子育て支援なのか。一体、子供の幸せとは何なのか。このあたりがしっかり議論されていない。このことは、議会、あるいは先般までありました特別委員会の中でもさんざん指摘をさせていただいた。

その中で、ニーズが高いというふうにおっしゃいましたが、ニーズについては、今の利用者に対して調査をただけで、それ以上の調査は全くない。そんな状態で、今、利用を求めている人に対して4年生までのニーズを伺ったところニーズが高かったと。本当にこれが京丹後市としてのニーズの調査なんでしょうか。このあたりについて、これからしっかり検証していただきたい。

料金につきましても、修正案が出ておりますが、委員会の審査の中では、1万円を超えるのは

どうかという中で、最大9,600円云々というご説明がありました。本当に料金の設定というのは、こういう考え方でいいんでしょうか。合併したときに、旧町で何力所かやられていた児童クラブの平均的なところをとり、さらに他市の状況と金額を比べる中で、この金額ということが出てきたわけですが、他市の状況につきましても、送迎の状況がどうなっているのか。運営主体がどういう運営主体なのか。例えば、京丹後市で今やっておられるファミリーサポートのような形に近い運営なのか、本当に行政が送迎からすべてをしっかりとやっている事業なのか。そのあたりについても質疑の中ではご説明は、そこまでは調査していないということでありました。土曜日の開設につきましても、国の補助金等の見直しの中で、土曜日を開設するということも決められたわけですが、質疑の中で出ました、じゃ、保育所の半日というのをどう考えるんだということについても、今後の課題ということでありました。

今まで言わせていただいたように、放課後児童クラブそのものについてのニーズについても、本当に必要な方は確かにあるというふうに思っておりますし、現場を確認させていただいたり、いろんな子供を育てる親御さんたちなんかにも聞かせていただいても、一定のメリット、例えば、子供たちが自分の小学校以外の子供とおつき合いをさせていただける、交流ができるというようなことについては、一定のメリットはあると思いますが、市の政策として、原価規格でありますとか、費用対効果、こういうことについて十分な検討がされていない。それから、ニーズの調査についても、本当に政策全体の中で、市民すべての方からの負担をどういうふうに考えているのか。これについてもまだまだ不十分だというふうに思います。

今の京丹後市の政策の中では、小学生の保護者が入院等をされて見れなくなった場合に、預かっていただくことはできるようになっていますが、小学校に通うことはできない状況になっております。そういうところにもしっかりと目を向ける中で、本当の意味での子育て政策が実現されることを願ひまして、賛成討論といたします。

**大同議長** 次に、修正案賛成の方。森議員。

**18番 森議員** 18番、森です。まず、この条例についての基本的な我が等議員団の考え方を申し上げたいというふうに思います。

安心して子育てをしていくという支援のこの条例であります。その点については、我々としてもこの施策については、むしろ高く評価をしております。ただ、今回の条例改正についての負担増になることについて反対だという立場であります。まず、そのことははっきりさせておく必要があるというふうに考えます。

それから、次に、先ほど来から出ております公平性の問題、他町との比較等が質疑等の中で出

ておりました。まず公平性とは何ぞやということです。これはもう世界の共通したもの、能力に応じて負担をする。これは国保についてもそうです。保育料についてもそうです。すべての分野に渡って、むしろそれをすべてを共通にしてやることの方が問題がある。だから、公平性の原則というのは、能力に応じて負担をする、ここが出発点であるべきだというふうに考えております。

他町の状況です。田中議員もこの厳しい中における負担の増は余りよろしくない、与謝野町はなぜ低いのか。女性町長としての福祉に大変な力を入れている。このことも他の施策、中学校卒業までの子供の医療費の無料化等についても、福祉に対する福祉の町をつくるんだという、その京丹後市政との違いはある。あの財政状況、京丹後市よりも厳しいと言われる宮津市でさえ、6,000円も取ってない、4,000円。そういう点で、その点から考えた場合、今日のとりわけ丹後をめぐる経済情勢の厳しさ、暮らしの厳しさ、このときに値上げをするなどということとはとんでもないことだというふうに考えております。

そういう点から見て、今回の一部改正については、反対をし、修正案には賛成をいたします。以上です。

**大同議長** 次に、原案賛成の方。修正案賛成の方。ほかに討論はありませんか。これで討論を終了いたします。

それでは、議案第1号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について、採決に入ります。

まず、本案に対する平林議員ほか3名から提出されました修正案について採決いたします。本修正案に賛成の議員は起立願います。

(起立少数)

**大同議長** 起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。本議案に対する文教厚生常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

**大同議長** 起立多数であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

**大同議長** 次に、日程第4 平成21年 議案第186号 京丹後市八丁浜シーサイドパーク指定管理者の指定管理についてを議題といたします。

本議案につきましては、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていましたので、2月3日及び4日に委員長報告を行いました。議会の議決により再度産業建設常任委員会に付託となっていたものであります。これから産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

平成22年2月8日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

産業建設常任委員会

委員長 松田 成 溪

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告します。

#### 記

#### 1. 付託事件及び決定

平成21年 議案第186号 京丹後市八丁浜シーサイドパーク指定管理者の指定について

原案 可決すべきものと決定した。

#### 2. 審査の経過

2月8日 所管部長等から説明の聴取及び審査のまとめ並びに決定

**松田産業建設常任委員長** それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された下記の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第100条の規定により報告します。

記。1、付託事件及び決定。平成21年 議案第186号、京丹後市八丁浜シーサイドパーク指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定した。

2、審査の経過。2月8日、所管部長等から説明の聴取及び審査のまとめ並びに決定を行いました。

それでは、審査の概要を報告申し上げます。

まず、企画総務部長から本会議で指摘を受けた、担当部が行った一連の行為に違法性等問題点はなかったかなどについて説明を受けました。一つは、指定管理者制度関係法令に照らして問題

がなかったかどうかについてであります。関係法令に照らしても、また制度に照らしても、法的な問題はない。つまり今回の行為は、候補者であるという認識のもと、あらかじめ必要な事前の準備をする行為であり、違法な行為ではないという説明を受けました。

二つ目に、今回の市の担当者による行為は、政治倫理条例に抵触しないかという点についてあります。政治倫理条例は、市長、副市長、教育長、そして議員を対象とする条例であるので問題にならない。なお、今回の職員の行為は市長からの指示で動いたわけではない。以上のような説明を受けました。

企画総務部長は、この後、総務常任委員会への出席を控えておられましたため、まず、企画総務部長の説明に対する質疑を行いました。主な質疑をご紹介します。技研サービスが指定管理者として決まっていない段階での職員の行動が政治倫理条例に抵触しないからいいのかということが問われているんだ。その点はどうかという質問がございました。これに対しては、必要な事前の準備行為ということで、事前に調整されたということなので、政治倫理条例に照らしても特に問題があったとは考えていない。指定管理者が確定した後に、その指定管理者に移行する手続が円滑に進むような必要な事前の準備行為であったと理解しているという答えでございました。

次に、議会で審査をしている段階で、そのことは議決に非常に影響をもたらす行為であった。事前準備ということでは済まないような気がするがという質問に対しては、指定管理者として、決定したという段階ではないが、事前の必要な準備行為というのは、事務手続上行うことはあるという答えでございました。

次に、便宜供与という点についてはどうかという問いに対しましては、あくまで技研サービスの提案内容、運営協議会などの提案内容について理解を求めたものであって、決して便宜を図るということでは全くなかった。こういう説明でございました。

企画総務部長はここで退席をされ、引き続き建設部長から説明を受けました。まず、3日から4日にかけての本会議の中で出された問題でございますが、1月25日の委員会での部長の説明に矛盾があるというこの点についてでございます。この点についての答えは、現在は、地元との協力関係はまだできていないのが実態である。こういう説明でございました。

二つ目に、委員会審査中に応募団体と話し合いを持たれた点についてでございます。委員会審査の中で、地元との関係について心配をいただくような多くの質疑を受ける中、技研サービスの提案内容、それから実績を応募団体に説明して理解を得たいという思いからの行動である。また、1月8日、技研サービスと地元業者を会わせた件については、4月までの時間が余りなくなる中で、地元の状況を把握していただければとの思いから行ったものである。この一連の行動につい

ては、議決前の準備行為として行ったものであり、談合云々については議会で申し上げたとおりである。しかし、事前の準備行為とはいえ、審議中であり、配慮が足りなかったと反省している。

3点目に、基本協定書の第9条の甲が行う業務の範囲の中に、不払い利用料の徴収業務がある点についてであります。これにつきましては、地方自治法の改正により、指定管理者制度が発足した当時、総務省通知の中で指定管理者に行わせることができないものとして、使用料の強制徴収がある。この強制徴収は地方公共団体の長のみが行うことができる権限であることから、甲が行う業務とした。しかし、このままでは誤解を招くと思うし、また、このことは当然のことなので、この項目が要るかどうか、今後、検討したい。

以上のような趣旨の説明を受けました。質疑を行いました。ご紹介いたします。まず、12月議会の議会軽視に対し、反省を求める決議に対する部長の受けとめはどうかという問いに対しましては、重く受けとめる。発言の訂正等によって二転三転という形になっており、非常に申しわけないということは本当に思っているということでございました。

法的には問題がないということだが、委員会での発言内容の取り消しが問題になっている。委員会に対する報告の内容に誤りがあったと。そのことが12月議会の議決に抵触している。あったことですね。そのことに対する思いはどうかという問いに対しましては、誤った発言というのは、確かにそうなので、まことに申しわけないということに尽きるということであります。

次に、1月8日のA者からの電話の内容、それから、1月20日のA者の方の発言、これは実際どうだったのか。これは本会議で出された内容でございますが、この点につきましては、1月8日A者が技研サービスと会われているが、別れられてから、A者から部に電話があった。その中に、大変いい方ですね。考え方がすばらしいという発言があったので、部としては好印象、好感触を持ったということである。お断りがあったというような発言は一言も聞いていない。それから、1月20日にA者の方がお見えになり、8日の日には、私は協力するとは言っていませんよ。一貫して、私は抜け駆けして、私だけが協力するということはありませんよという念押しコメントがあったということでございました。

この後、意見交換を行いました。3名の委員から意見がございました。ご紹介いたします。委員会に対する報告は正確でないと、委員が判断を誤る。部長の説明は、納得できないという思いで聞いた。12月議会の決議との関連では、受けとめが軽いという印象を持った。結局、12月の継続審査とした時点に戻った。この委員会で結論を出すことには無理がある。

それから、次の委員の意見でございます。これ以上、審査を続行しても、地元との関係につい

ては、余り進展が見られないということも感じる。審議を尽くして妥当な審査がなされたと解釈する。

もうお一人の方は、本会議における問題点について、一定の根拠に基づいた説明がなされ、了解した。しかし、今回、誤解を招いた行為については、今後、そのようなことがないようにしつかりとした対応を望む。このようなものでございました。

これを受けまして、本日の、2月8日のことで、結論を出すかどうかについて諮りました。その結果、賛成多数でこの日に結論を出すことに決定いたしました。

討論では、1人から反対討論、3人から賛成の討論がございました。反対討論を紹介いたします。まず一つには、指定管理を進める準備の段階から不十分さがあった。特に地元の団体や業者のごく一部にしか事情聴取されていない状況があった。そういう中で、強引に指定管理に持っていき、今回の提案になった。そういう経過も疑問だ。二つ目には、提案されてからの説明の中で、地元との関係がうまくいってないということも言われ、自分としては、活用するのは地元の方なので、そこ協力関係もでき、うまくやっていくのがベストだと思い、継続審査の提案もした。これが12月の段階だ。1月14日の説明では、協力が得られる確約ができているかのような説明がなされ、その後、これが取り消されるという経過をたどった。自分としては何を信頼したらいいのかという思いになった。結局、12月の継続審査の時点に戻ったという状況が今日も続いている。したがって、指定管理にするのではなく、これまでどおり市が直営でしばらく運営しながら、地元の団体、業者を育成していくということが、京丹後市のやるべきことではないかと考え、本議案には反対する。

次に、賛成討論を紹介いたします。八丁浜シーサイドパークは多くの公費をつぎ込んで完成した施設であり、大勢の人が利活用できる適正な管理運営が求められている。維持管理費の縮減、民間の管理技術に関する知恵やノウハウについても審査が行われた。運営協議会の構想においても、地元を機軸とした良好な関係が触れられており、ほぼ提案内容の担保ができていると思うので、選定委員会の選定結果に賛同し、本議案に賛成する。

賛成討論二つ目でございます。今回の選定結果は、選定基準にかなったものであると考える。運営協議会については、技研サービスもこれを設置し、地元との協力関係を求めていくという姿勢も十分ある中で、好結果に移していけるようなシステムであると思う。地元側からも、今後、市とも、指定管理者とも対応して、より深く必要な話し合いはされると思うが、その中で、この施設がよりよいものになると思うので、賛成する。

三つ目の賛成討論でございます。八丁浜シーサイドパークは、旧網野町時代から長年にわたっ

て整備され、市民に親しまれる都市公園として管理運営がなされてきた。このたび、指定管理制度に移行するという事で、技研サービス株式会社という選定結果になった。その提案内容から、管理運営についてのさまざまなノウハウが本市の今後に好影響を与えることが期待される。今後、幅広い市民の協力のもと、これまでも増して、多くの市民に親しまれる公園として運営が行われることを期待して賛成する。以上が討論の内容、概要でございます。

採択の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

(「議長、議事進行」の声あり)

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** 今、委員長報告がなされたわけですがけれども、議長に整理のかけんでお尋ねをします。再付託という行為を2月4日の2時半ごろやりました。以前の何らかの審査も決定もされていない状況に戻して、改めて審査をやり直すという行為であります。これは、同じ委員会に付託されるのか、いやいや、別の委員会に付託されるのか、または新しい委員会を設けて付託するのかという、どういう形であれ、再付託というのは以前の何らかの審査、決定もリセットされるということでもあります。今の委員長当答弁をお聞きする中で、賛成討論の中に、運営協議会の構想においても地元を基準とした良好な関係が触れられておりまして、ほぼ提案内容の確保は担保できると。この件は、まさしく委員会で取り消された内容であります。そのことをまたぞる持ち出して、賛成討論をしておる。こういうのを再付託というのでありましょか。再付託、審査の中身にもない、取り消されたことをまたぞる持ち出して討論をやるというのが、本当にあっていいことなのかどうか。

そして、今回のこの再付託された議案に対しまして、私も多くの質問を理事者側にも投げかけをさせていただきました。先ほどの議運でも申し上げたわけですがけれども、本会議上で出た質疑につきましても、付託された委員会はもう一度審査をやるというのが、私たちの付託された委員会での鉄則であります。確かに委員会審査独立の原則というものがありませんけれども、しかしながら、そういうものがあるとはいえ、それ以前の委員会として、付託された委員会として責任を持った審査のありようというものは、当然あるわけでございます。そういう中で、今回、今の委員長報告を聞く中で、再付託され、前回のこれまでの説明の中で、何度も取り消された中身というものが持ち出されておるということを一つ。それと、今も申しました委員会独立の原則とはいえ、質問内容がすべてとは言いません、肝心なことが審査されてないということ、このありようがあります。

そういう中で、議長の見解をお聞かせ願いたいと思います

**大同議長** ただいま奥野議員から議事進行が出されました。私の見解をお答えさせていただきたいと思います。

まず、先ほど奥野議員が言われましたように、審査独立の原則というものが一方で存在しております。議長の監督権におきましては、具体的な議案審査の内容にまで踏み込むことはできないという解釈をさせていただいております。そういった中で、今回どのような、今委員長報告がされた。その内容をよしとするか、悪いとするか、そういった判断について入るのは、議長としての判断ではないと私は考えております。そういった中で、委員長報告に基づき、ただいまありました内容につきましても、再付託としてそれが適切か、不適切なのか、それらも含めまして、この本会議の中で全議員さんが判断されることであると思っております。それらにつきまして、今、奥野議員から議事進行がございましたが、全議員さんが判断されて、その上で対応されるというふうに考えておりますので、私の方からはそれに対してどうすべきという話はないと考えております。

(「議長、議事進行」の声あり)

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** 議会というものは生き物だ。しかし、多数決であれば、何でもオーケーということは今議長は述べられたような気がする。みんなで決めていただく。本当にそうだろうか。侵してはならない原則というものがある。申し合わせというものがある。そのことについて、今の議長のご返答については、少し大きな疑義を持つものであります。

もう一つ申し上げます。12月18日に2業者を呼ばれて、議長、やられたことについて、2月8日の最終の今報告がありました委員会、担当部長は、議会が、委員会が地元業者との協議について、何度も心配されるから、12月18日の協議は持ちましたという発言をされております。それは、2月8日に限っても3回されております。議会の議長、せいなんですよ。12月18日。ああいうことは官製談合ではないかという私は質問した。そのことについて、あれをやったのは、委員の皆さんが言われたからですよ、だから設けたんですって、3回述べられておる。こんなこと、議会が、委員会がそんなことを申されてはいないんです。それを、そういう形でやる。こういう説明がなされたということは、委員会、理事者の進め方として、説明として本当にいいのか。12月22日の決議を思い出していただきたい。どういう決議を全員賛成で行ったんですか。そのことを見たときに、ああいう説明がまだその後からもなされておるといふ実態を私は危惧するわけです。

そういう中で、こういう実態があるということについて、議長は、今の口から初めて聞いて知り得たかもわかりませんが、これについてのコメントもいただきたい。

**大同議長** 私の方から今の議事進行についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず多数という考え方を言われましたけれども、私は、4日の深夜に及ぶ議会におきまして、無理やりに進めようという話はしておりません。基本的には、皆さんが質疑を尽くした上で、議会運営委員会で諮っていただくのが一番ベストであると考えております。私の判断、個人で判断することはないという意味でありまして、そこは十分ご理解いただきたいと思います。基本的には、議会運営委員会で方向性、議案の審査のありようについては考えていただいたらよろしいかなと思っております。

それから、次に、先ほどありました件であります、委員会におきまして、執行部側がといいますか、部長がそういう説明をされましたということでありました。これは、私自身がどのように判断するかという部分、これもまた判断を述べよということではありますが、基本的に議会が何を言ったとしても、執行部側は法的に正しいことをやらなければならないわけでありまして、それに左右されるものではないと考えております。そういった中で、説明につきましても、各議員の皆さんが、それらの説明をすべて受けた上で判断していただくものと考えております。私は以上の考え方であります。

また、12時半を過ぎましたら、私の方から一たん話をさせていただこうと思っておりましたが、きょうは皆さんも御存じのように、2時より議会の研修会を予定しておりました。その中で、議会における議案審査のあり方についてということで、まさに今にかかわっております。この問題とも密接にかかわる問題で、元全国都道府県議会の議長会の議事調査部長の野村さんに来ていただきまして、議案審査のあり方というものをそのまま研修することがあります。その終了後にまた議会を再開させてもらって、その中でも取り扱いをどのようにすべきかということも議論いただければいいのではないかと考えておりました。もう既に12時20分を回っております。できましたら、少しでも質疑をした上で、質疑の内容も含めて判断ができればと私は考えておりましたが、どうでしょうか。（「異議なし」の声あり）（「休憩」の声あり）

ほかに意見はありませんか。

それでは、今、私が言いましたように4時40分まで休憩いたしますが、よろしいですか。4時40分であります。今後、理事者におきましては、1時からちょっと辞令交付か何かがあるとも聞いておりますし、これは、我々議会が事前に議員研修会を組んでおりましたこともありまして、日程が変わった中で、ちょっと時間を変えているという部分もございます。そういうことで

ありますので、ここはご理解いただきまして、16時40分に本会議を再開させていただきたいと思えます。

なお、ここでもう一つ皆さんにご了解を得たいことがございます。16時40分に再開するということは、すぐに5時が来ます。本日の会議は、この後追加を予定されております議案につきましても諮ることをご理解いただきたいと思えます。5時を超えても本日の会議はすべての議案の審査が終了するまでということでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**大同議長** ご異議なしと認めます。

本来でしたら、こんなに早くそういうことをとるのは問題はあると思えますが、本日の場合は特別な日程になっておるということで、16時40分に再開させていただくということでご了承をお願いしたいと思います。

それでは、この後、議員研修会等を行いますので、よろしく願いいたします。それでは、ここで休憩いたします。

---

午後 0時23分 休憩

午後 4時40分 再開

---

**大同議長** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き産業建設常任委員長に対する質疑を行います。奥野議員。

**20番 奥野議員** 午前中に続いてということで再開されたわけですがけれども、ここにおる議員全員が先ほど研修会で学ぶことができました。理事者の方が、議長の方で整理をしていただきたいんですけども、事前の必要な準備行為ということで、落選をされた2者に対して、12月18日及び1月8日に2日間にわたり協力要請をするという行為はあるべき行為ではないというお話を聞かせていただきました。そして、指定管理制度につきましても、提案する理事者側は説明責任を果たすことが必要だ、加えて落選された、採用していただけなかった人たちがオーケーと言えるような具体的な理由が必要だという通達があると。国の通達があるというお話も受けました。

今回のこの指定管理につきましては、議長の手元にも届いていると思えますけれども、市民による市民のための施策の確立という、要望書と私はあえて申し上げますけれども、スポーツクラブから出ております、疑義があるということで。それともう1者につきましても、1月20日、

直接来られたということで、先日の2月8日にも課長が言われてますもう1者につきましても、協力するといつて市役所に申し上げたことは一度もないということがあります。

そういう中で、産業建設委員会につきまして、この審査のありようについて、議長として、やはり指導すべきことがあるのではないかと思うわけですね。その点について、議長のご見解をお聞かせ願いたいと思います。

**大同議長** ただいまの議事進行につきまして、私の方から、議長の見解をとということでございましたので、十分にはならないかもわかりませんが、お答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど研修もございました。そういったことも踏まえながら、皆さん、今、議事進行があったわけですが、それぞれお聞きになった中で、判断はそれぞれしていただきたいと思えますし、私としましては、今のところ、とりあえず質疑等につきまして、実際、委員会でしっかり審査されているかどうかということにつきましても、ある一定はしていかないといけないのかとは思っております。そういった中で、こういった方向性を出すかということをししないと、次はできないのかなとも思っております。私としては、今のところそういう形の見解を持っております。

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** これはですね、2月8日にも委員会は、冒頭、委員長は官製談合あるいは官製談合もどきではないかと、あるいは下請のあっせんにあたるのではないかとというような指摘を受けておるといふ、言い初めで審査を始めておられます。先ほども談合という言葉の、疑わしいというご指摘があった。そういう中で、この議案を審査する以前の問題が、違法な問題がクローズアップされたということでもあります。そのことを抜きにして、一緒にして、この行政が行う議案審査をしていいものかどうかということをお尋ねをしておるわけでございます。

仮にこの議案をよしとするなら、指摘をされておる談合等々、便宜供与のことについては、まさしくこの議会が認めたことになる、等々の、また、否決した場合は別の、じゃ、議会として別の処置をされるんですか、告発でもされるんですかという話になる。ですから、それ以前の問題として、議長の方で調整なりをしていただく必要があるのではないかと私を申し上げております。

先日の私の質問に対して、市の顧問弁護士は、法的に問題がないと言われた。議長、私もお聞きしました。大きな問題があるという返答であります。こういう問題を抱える中で、この指定管理者制度の中身に入ることが本当にいいのかどうか。そのところの整理をしない限り、私は、この事業の指定管理のこの議案に対して、審査に入ることは無理があるというふうにおもうわ

けでございます。ですから、議長の方で、ぜひとも整理をお願いを申し上げます。

**大同議長** 引き続き、議事進行がございました。議長の議事整理権という問題ともかかわると思っておりますが、どこまでを整理権として判断するかという分につきまして、私、非常に重い部分もあると思っておりますが、基本的に判断には踏み込まないというのが重要な部分であるかとは思っております。

皆さんにお諮りしたいと思います。今、奥野議員から議事進行でお話ございましたが、私一人で判断するというよりも、私自体はあくまで全体の意見をお聞きする立場にあると思っております。まず、今、このままでは進めづらい部分もあるかと思っておりますが、皆さん、ほかにご意見はないでしょうか。

(「はい、議事進行」の声あり) 森議員。

**18番 森議員** 今の奥野議員の議事進行に基本的には私も賛成をするものです。といいますのは、先ほどの研修会の中で、事と場合によったら、これは談合に当たるという明確なそういう先生の話もあったわけですし、それらを抜きにして、議会がこの中に入ることについては、事と場合によったら大きな過ちを起こすことになりかねない。だから、それを防ぐ意味からも、奥野議員が言っているように議運にということもあるでしょうし、それから、会派の代表者会議という形もあるでしょうし、そういう意味での議長としての判断というのか、そういう点ではいかがでしょうか。

**大同議長** 今、森議員からも議事進行をお受けしました。そういった中で、今、森議員の場合は、具体的に議会運営委員会、また、会派代表者会議を開いたらどうかというご提案ございました。先ほどの奥野議員の場合は、具体的に議長の判断をという部分でお尋ねの分もあったわけですが、基本的に私が判断するという部分は、これは越権していると思っております。ただし、議運等で一たん話をさせていただくか、また、会派代表者会議等で話をさせてもらうかという分につきましては、一考あるとは思っております。ほかにご意見はないでしょうか。

**大同議長** 吉岡和信議員。

**3番 岡和信議員** 3番、吉岡です。先ほどの研修であります。決して違法であったと、違法であるということは講師の先生も言わなかったと私は解釈をいたしております。このまま質疑を続行を希望いたします。

**大同議長** 質疑を続行の意見もでございます。少しここで一たん整理させてもらった方がいいのかなと思っておりますが、質疑を続行ということで、今、議事進行の形でどちらからもお聞きしております。ほかにご意見は、森口委員。

大同議長 森口議員。

4番 森口議員 これが議事進行の発言になるのかどうか、ちょっとよくわからないんですけども、ご意見をということですので、一応申し上げさせていただきたいんですが、いわゆる指定管理者の議案に上がっている業者及びそのときに公募を受けられた業者についての市の委員会の審査中のかかわりについては、前回の再付託の前に、いわゆるその部分については理事者に対する質疑も認める中で、私は一定の整理ができています。その結果としての、そういうことも踏まえて再付託をされたものだというふうに考えておりますので、当然、そのことについては、含まれた中で委員会で審査をされたというふうに理解をしておりますので、このまま委員長報告に対する質疑を続行していただくことを求めたいと思います。

大同議長 どちらの意見もごさいます。質疑を続行させてもらってよろしいでしょうか。もしくは、私はもともと質疑で問題点が明らかになった場合に、また議運等で判断させていただければよろしいかと思っております。質疑等について、一定、進めさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大同議長 それでは、一定、産業建設常任委員長に対して質疑を行うという形で進めさせていただきます。吉岡豊和議員。

21番 吉岡豊和議員 動議を提出します。この前回、審議が、森口議員はある程度尽くされているのではないかという意見もありますけれども、本日には、やっぱり新たに第三者の方から官製談合とも言えるとも言われる、法的にはどこまで関係があるかとは言われませんでしたけれども、それなりの疑惑的なことが言われましたので、その辺のあたりも十分審査も必要だと思いますので、前回同様に質疑の回数制限の撤廃と、理事者側への質疑を許可することを提案いたします。

大同議長 賛成の方は。

ただいま動議が提出されましたので、ここで一たん休憩しまして、議会運営委員会でちょっと判断をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

---

午後 4時54分 休憩

午後 6時10分 再開

---

大同議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

吉岡豊和議員。

21番 吉岡豊和議員 先ほどの動議は、議運の調整の結果、取り消しいたします。

大同議長 ただいま吉岡豊和議員から動議の取り消しがありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大同議長 それでは、動議を取り消されたものといたします。

それでは、産業建設常任委員長に対する質疑を行います。吉岡豊和議員。

21番 吉岡豊和議員 それでは、再付託ということだったので、改めて12月17日の委員会の審査の議事録をちょっと読ませてもらったりしたんです。その中で、大変地元の業者の方の育成をしたらどうかという審査もあったようですし、指定管理を公募、市外の公募すること自体にもいろいろと意見があったように思います。その辺のことをまた再度審査をどのようにされたのかという点と、もう1点、先ほどの議員研修でも事前、選定の際に、特に有識者の意見を取り入れるべきだということで、選定委員会の中身に入るわけですが、その辺のことを審査されたかどうかという2点について、お尋ねいたします。

大同議長 産業建設常任委員長。

松田産業建設常任委員長 1点は、市外の業者をなぜ選んだのかという、選定したのかと、(「公募すること自体」の声あり)公募したことに対してですか。なぜ、公募したのかということでしょうか。なぜ、公募にしたのかということでしょうか。(「2月8日に改めてどのような審査をされたのかということです」の声あり)その点につきまして、12月17日にそのような内容の審査もごさいます。これにつきましては、指定管理者の関係の条例ですね、長い名前ですけども、京丹後市ずっとありますけれども、これの2条に、指定管理者の公募という項目があると。市長または教育委員会は指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、管理の基準、業務の範囲その他規則で定める事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他団体を公募するものとするというふうになっていると。ただしということで、こういう場合はこの限りではないというそういう条例があるということで、これに基づいて公募をされたというそういう説明がございました。

それから、二つ目ですが、これは選定委員会の、どういうことでしょうか。ちょっと。(「選定に対して、有識者の意見を取り入れるべきという先ほどの意見がありましたので、その辺のことについて、審査がありましたか」の声あり)選定委員会は、どういうふうなメンバーかというような審査はありましたけれども、有識者を云々というようなそのような審査はできておりませ

ん。

**大同議長** 吉岡豊和議員。

**21番 吉岡豊和議員** それから、地元の業者の育成ということも盛んに審査の中で言われておったように思います。その中で、1月27日付で、網野スポーツクラブから意見書といいますが、そういうようなものが各議員さんに渡っていると思いますけれども、その辺の中身については審査をされたのかどうかについてお伺いします。

**大同議長** 産業建設常任委員長。

**松田産業建設常任委員長** その中身につきましては、審査はしておりません。中身、それを、私もいただきましたけど、それを取り上げての審査というのはできておりません。

**大同議長** 吉岡豊和議員。

**21番 吉岡豊和議員** 先ほども言いましたように、最初のころはやはり地元育成ということが大分言われておりました。その中でこういう意見書が出てきた中で、審査されなかったということでもありますけれども、その辺が非常にせつかく、その市民の思いが伝わっていないなと思うんですけれども、委員長、いかがでしょうか。

**大同議長** 産業建設常任委員長。

**松田産業建設常任委員長** この網野スポーツクラブからいただきました文書、これは各議員さん行っているかと思えますけれども、この内容を踏まえて審査をされたということは言えると思います。このことをとりたててこの内容を議題にしてといいますか、扱ったということではございませんけれども、この文書を踏まえて委員さんは審査をされているというふうに私は思います。思いませんけど、まあわかりませんが、そういうことで、この文書そのものを取り上げての審査はしておりません。

**大同議長** 常任委員長、思いは言わないようにお願いします。奥野議員。

**20番 奥野議員** 今の質問、吉岡議員の、もといしっかりと行わないと間違えますね。吉岡豊和議員の質問にも関連するわけですが、このことは、私が2月3日の最初の再付託になる前の委員長報告の際に申し上げた話であります。委員長、再付託というのはどういうものなのかというまた議論に戻ってしまう。この再付託された議案は、2月8日、時間的には、これ質問は3回しかありませんので、まとめてさせていただくわけですが、約2時間やられた。そのときに、2月3日のどういう質問が出たのかということについて確認をされ、そして改めての再付託の審査をされたのかどうか。その中には、今の吉岡豊和議員の質問項目もありました。そのことがなされてないとするなら、この再付託をされた委員会としての審査のありようというも

のもお尋ねをしなければならぬことになってきます。委員長、そのことがまずあります。お聞かせ、なぜ審査をしなかったのか。審査をしなければならぬ、再付託の場合にはということでもあります。

次に、今もお尋ねしましたけれども、何が問題で、課題で再付託となったのか。委員長の説明では、談合ということ、また、便宜供与ということが中心に審査されたように報告を聞いたわけですが、ほかの点、審査された中身があればお聞かせを願いたいと思います。

次に、選考基準についての審査はあったのかなかったのか。選考基準については、配付をされておられるわけですね、委員長。我々も当初の2月14日でしたか、一番最初の提案に当たって説明を受け、質疑も出された。その辺について、なぜ、こういう基準で審査をしたのかという、審査の中身があったのかどうか。これについてもお聞かせ願いたいと思いますし、委員長、この要望書といいますか、私、要望書とあえて申し上げますけれども、今も1月27日のこの網野スポーツクラブからの文書もありますけれども、このスポーツクラブは、みずからあの周辺の海の海岸清掃、普通は夏の前にやられる。それはそれとして、その後始末を、子供たちを連れて一生懸命やっておられる。あのナホトカ号の重油災害のときもそうでありました。地域のために、地域のことを思って、子供たちにそういう体験をさせることによって、子供の教育、そして育成に役立てたいという活動であります。そういう中身の審査が、各、このA、B、Cとある業者の中身の審査がどのようにされたのか。お聞かせを願いたいと思います。

また、理事者からもこの3団体が日ごろどのような活動をされておられるのか。この今回提案のある岐阜の業者については、大層立派な業者だという説明がなされているように議事録では見受けられますけれども、落選、もとい、採用されなかったあとの2者に対しては、どのような説明があったのかをお聞かせ願いたいということでもあります。

次に、本市における基本構想の中で、協働のまちづくりということがうたわれております。そしてまた、後期、もとい、行財政改革の答申、高野様ですか、名のもとに答申が10月にされております。そこにおいても、地域パートナーということをしかりやりなさいよということが明記されております。そういう中で、今回のこの指定管理に当たり、どのような検討が審査会でされたのか。審査の中身があれば、お聞かせ願いたい。この審査会のメンバーというのは、委員会の中でどういう構成になっておるかということも、当然、審査されておるとしますので、そのメンバーについても、再度、お聞かせを願いたいと思います。

次に、12月14日の本会議において、私の質問に対し、市長は、運営協議会の中に入っていたと答弁をされております。この二つの業者のことです。そうであるにもかかわらず

らず、部長は、先日、2月8日の再付託の審査に当たり、委員会で地元の関係を心配いただいたので、12月18日に地元2者呼んで、協力の依頼をしたと、二度も三度もまた2月8日には発言しておられます。あたかも12月18日の2業者を呼び出したのは、委員会の意向のように受けてとれます。これは、実際に委員会がこの落選した2業者に対して協力を要請せよということを示されたのか。その現実があるのかどうか、お聞かせを願いたいと思います

次に、12月17日のこの議案の第1回目の審査委員会で、部長の説明によりますと、むしろ外れた2団体が運営協議会に入っていないとぐあいが悪いといいますが、うまくいかないということですのであります。翌日、12月18日には、この2団体は、他府県の業者には協力しないと返答しております。よって、市も市長も答弁している地元の協力、先ほど申し上げました12月14日であります、地元の協力、そして、その中でも欠くことのできない2団体の姿勢がはっきりしている指定管理がうまくいく、いかないことは、既にこの時点で明白と言えるのではないのでしょうか、委員長。なのに、可決すべきものとはいかなる理由で、委員会ではされたのか。どのようなこの件についての討論がされておるのか、お聞かせを願いたいと思います。無責任な採決と市民からまた非難されるのではないかと、私は危惧をして、この件についてはしっかりとお答えを願いたいと思います。

多くをお尋ねいたしました。メモをお渡ししておりますので、よろしく答弁のほどお願い申し上げます。

**大同議長** 委員長、答弁、すぐできますか。暫時休憩しますか。暫時休憩します。

午後 6時29分 休憩

午後 6時29分 再開

**大同議長** それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員長。

**松田産業建設常任委員長** ちょっとまず、2番の関係でお答えしたいと思います。2月8日の審査は何を課題として、もとい、2月4日ですね、本会議で再付託となったのは、何が課題でそうだったのかという点でございます。これにつきましては、あの日に委員会を開きまして、議運の委員長さんにもおいでいただきまして、そのあたりの内容を伝えていただきました。私もちょっとメモしておるのを整理したんですが、一つは、14日の賛成討論は条件つき賛成だと。もう一遍やり直すべきだということをついいただきました。それから、二つ目には、下請業

者を紹介していることの重大さがわかっていない。このことについて審査をせよというふうを受けとめました。三つ目に、部長の答弁に矛盾がある。このあたりの審査ができていない。四つ目に、議事録の訂正が必要だと。議長が委員会の審査に介入したような部分がある。そのようなふうには私は受けとめをさせていただきました。そういうような内容については、審査をさせていただいたつもりでございます。これについてはそういうことでございます。

それから、この1番の問題は、網野スポーツクラブからの言われている内容について、なぜ審査をしなかったのかということですね。これは、この内容については審査をしているつもりでございます。一つ目は、あの公園をどのようにしたいのか。これについては、審査はこれではできておりません。二つ目に、なぜ市外の業者に決定したのかということでございます。これにつきましては、以前の委員会で審査をしております、報告もさせていただいた中にもあったと思うんですが、これは、こういうようなやりとりがございました。

できるだけ地元でとの配慮がなかったのか、市長が常々言っておられることと違和感を感じる、こういう質問がございまして、これに対しましては、一番悩ましい部分だと。今回、我々が踏み切った思いとしては、市外業者であるが、指定管理料は市外に流れるというのがまず一番にあった。それについては、地元で落とします、地元で新たに雇用します、地元調達はできるだけやります、地元と協力してやります、赤字になったら、本社から補てんします、そういうきれいな答えが返ってくる。本当かなということで、どう担保するのかという流れになった。我々としては一種の企業誘致的な側面もあるのではないかと。それが担保できれば、5年間だがいいいのではないかと。その間にA者、B者あたりが力をつけていただいて、取ってかわっていただいてもいいのではないかと、そのように思ったという部分もございました。

もう1点は、このようなやりとりがございました。できるだけ地元にとということで、育成していくんだという配慮ができなかったのか、こういう質問がございました。これは、前回は申ささせていただいたところですが、我々の思いとしては、市外業者だが、指定管理料が市外、先ほどのはさっき述べたところですが、もとい、もう一遍言います。市外の業者に指定したということだが、地元で指定管理を任せるということは考えられなかったのかと、こういう質問がございました。これにつきましては、基本的には地元優先ということに出すべきだと我々も思うが、技研サービスの実績等々を審査すると、非常に差が出てしまう。地元優先の枠をもってしても、かなり差が出てしまうということで、結果としては、採点に従わざるを得ない。3者が一つになれば、非常にいいなという思いはあったが、技研サービスのやり方は運営委員会をつくって、そこで地元ときちんと協議したいということで、皆さんにそこに入れていただくというのも一つの方法かなと

思ったと、このような答弁をいただいております。これにつきましては、以上でございます。

それから、3点目の選考基準などについてでございます。この選考基準につきましての質疑はございました。このようなものでございます。市長が協働、協働と言われる。ボランティアで協力するのは当然評価すべきではないのか、このような質問がございました。また、このような質問もございました。ボランティアとか市民の協力というのは、当然、評価としては大きな要素にならないかと思うがどうかというような質問もございました。これに対しましては、制度の目的としては、費用の削減であるとか、民間のノウハウを使用するという話なので、それによっていかに市民に喜んでいただけるかというのが大事である。そういう視点からも考えていかなければならないかなと思っている。貴重なご意見として承らせていただくという、これにつきましては、このような回答でございました。

それから、選定委員会のメンバーにつきましてのご質問がございました。これにつきまして質疑がございました。答えとしては、副市長以下10名。副市長、教育長、企画総務部長、財務部長、企画政策課長、財政課長、管財収納課長、行財政改革推進課長及びこの施設を所管している建設部長、都市計画建築住宅課長。以上の10名であるという答弁をいただいております。

4番目でございます。すみません、ちょっとこれ、もう一遍お願いいたします、奥野議員。要望書の海岸の清掃とか、ナホトカ号とか(「それらについての、選ばれなかった2者に対するこういう会社ですという説明があったか、なかったか、審査の中身に。どういう日ごろ活動をしとる会社かという説明があったのか、なかったのかという質問」の声あり)はい、わかりました。これについては、審査できておりません。

5番目でございます。これ、協働とか地域パートナーとか常々言っておられるが、これについて審査ができたかということですが、これ、先ほどちょっと言わせてもらったような内容しかございません。

それから、6番目に、部長が、A者、B者と会われた点について、委員会が要請したのかということですね。これについては、そういう地元とうまく良好な関係で運営してほしいというそういう意見は、意見といえますか、審査の中ではそれほど出ておりませんが、そういう気持ち委員会にはありましたけれども、そのような行動を要請したというそういうことはございません。

7点目でございます。これは、この質問は、なぜ、12月17日、18日もわからないですけれども、なぜ、賛成したのか、委員会としてというようなことだったと思うんですが、よろしいでしょうか。これにつきましては、ちょっとこれまで省略をしておったのですけれども、討論

の内容がございますので、それを述べさせていただいてよろしいでしょうか。

12月18日の日には、これは継続審査を決定したということでございます。地元の方でうまくいってないというそういうふうな情報をもとに、12月18日は継続審査を決定いたしました。それから、1月14日の日に、改めて説明を受けまして、質疑、意見交換、討論、採決と行いました。このときには、賛成討論が5名ございまして、反対討論なしということで、可決すべきものとしております。（「反対討論ある」の声あり）いや、ないんです、この14日の日は。それをちょっとご紹介いたします。少し時間をいただきます。

**大同議長** すみません、委員長。そこまでは要らないと思います。

**松田産業建設常任委員長** いいですか。

**大同議長** 質疑の内容で、あったのかということでしたので、委員長、よろしいと思います。討論の内容についてをお聞きになっているわけではないという意味です。

**松田産業建設常任委員長** ああ、そうですか。ちょっとお答えになっとるかどうかわかりませんが、また、言ってください。

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** 委員長、すみません。メモは渡してあるんですけども、読みにくいメモだったかなと思っております。

そういう中で、委員長、再付託ということ、けさほどの8時半からの議運でもいろいろと検討をした経緯があるわけですが、やはり同じ委員会が再付託を受けるということであれば、少なくとも、なぜ、再付託されたのか。その再付託された内容を、今のお答えですと、議運の委員長等々のお話もあり、4項目ほど言われたですけども、そこで、とめていただくということでよかったのかどうか。私、当然、議事録をあらくでも上げていただいて、それをなぞった上で、再付託の審査を当然なされるべき、なされておるということで、今、お尋ねしたわけですね。そうすると、再付託のされた審査になっているのかどうかということが一つ思われます。委員会としては、きょうの報告ということで、再付託されたものについてはしっかりしたよと。だから、今報告してるんだよということなののでしょうか。その件を再度お尋ねをしたいと思います。

それと、便宜供与の関係等々で審査をされております。28日。この2月28日であります。もとい2月8日ですね。これは、一方的な考え方をお聞きになって、それで、審査を終わらせになったのか。そうではなしに、ほかの法律関係者の考えもお聞きになって、この審査については終了されたのか。その点についてもお聞かせを願いたいです。

それと、この賛成討論の紹介があったわけですが、取り消しが、何が取り消されたの

か。運営協議会について、参加をしていただける、協力をしていただけるといういい手ごたえがあった、思い違いでしたということが取り消しされたんですね。そのことが、討論においてこう言われているんですね。運営協議会の構想においても、地元を基準とした良好な関係が触れられておりましてと、ここで言う地元を基準とした良好な関係が触れられておりましてとは、何を指して言われるのか。もう地元との関係、良好な関係等々については、何度も何度も洗脳するように説明をされたことを取り消しをされておるんですね、勘違いでしたと言って。それなのに、まだ、賛成討論でそういう発言がある。この辺について、委員長として、適切な討論の内容なのかどうか。この討論は、空想の討論でしかないということなんです。そういう中での討論がなされているということについて、委員長はお気づきであったのか。また、それについて、委員会で何らかの調整が行われたことがあったのか、お聞かせを願いたい。

全国公募をされるに当たって、審査会でどのような中身があったのか。全国公募をするという決定を、先ほど言われた審査会、副市長以下の10名でしたが、その審査会でどのような議論がなされて、全国公募をされたのか。どの場所かは忘れましたが、まさか他府県からの応募があるとは思わなかったということを説明されております。委員長も、この件については、委員会の皆さんも耳にされたはずであります。そういう中で、この審査会の検討の内容というものが、やはりまさかという中での検討だったのか。市内以外からそのような、市外からの、また他府県からの応募があるとは思わないけれども、形としてやっておこうよということでされたという中身が審査の中であったのかどうかについて、加えてお聞かせをお願いいたします。

**大同議長** 委員長、答弁できますか。休憩しますか。答えられますか。産業建設常任委員長。

**松田産業建設常任委員長** まず1点目の再付託、なぜ再付託をされたのか。その内容を確認したのかということでございますけれども、これは、先ほど私にもなんですけれども、4点ほど申し上げさせていただきましてけれども、これは、あの2月4日の深夜の委員会で、そこで、このような内容を委員さん全員が確認をされていると思います。

それから、議事録ですね、本会議の議事録で残された課題をチェックしたのかということでございますけれども、これについては、それはできておりません。大変不十分だと思って反省をしておりますけれども、そういうことでございます。

再付託の審査になっているのかということもございました。これについては、けさ方の議運でもお話を伺ったところでございますけれども、これまでの決定など、これが消滅をしたという認識のもとに、そういう中で、2月3日から4日にかけての本会議の中で出されまして、課題として残っている問題、これを中心にして、これに限定するというのではなくて、これを中心

にして審議をさせていただいたというそういうことでございます。

それから、次の2月8日の日に、市の方からの一方的な考えを聞いて終わらせたのかということでございますが、そのお考えを聞かせていただいて、質疑をさせていただきました。その内容につきましては、本日、ご報告を申し上げたようなものが主なものでございます。

それから、法律関係者の考えも聞いたのかということでございますけれども、これについては、申しわけありませんけれども、できておりません。ほかの方はわかりませんが、そういうことをされたという確認は委員会としてはできておりません。

それから、次の良好な関係が触れられておまして云々というこのような賛成討論が2月8日にありましたことは、先刻ご報告を申し上げたとおりでございますけれども、これは、委員さんのお考えでございまして、これについて、委員長、または委員会で、ものを申し上げるとかというようなことはいたしておりません。

それから、次に、審査会の中でどのような議論があって、全国公募をされたのかという点でございますけれども、全国公募といいますか、公募をされた理由につきましては、先ほど申し上げたような内容でございます。審査の中で、まさかそういう市外の業者が応募してくるというようなことは思わなかったというような答えはいただいておりますが、ちょっと不十分でしたら、またお願いします。

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** 委員長、網野スポーツクラブから各議員に配付されて、これも当然目を通しての審査であったということは言われました。直接の審査はしてないけれども、ということがありました。この中に、最後に皆様方に本当に真剣に考えていただきたいと思います。政治の世界に口を挟むつもりは一切ありませんが、町を愛する者として、正しい選択をお願いしたいと思います。行政の間違いをただすのが皆さんの責務だと思います。いま一度、第1次京丹後市総合計画に目を通していただいて、京丹後市住民のための決定をお願いしますと、こうあるわけですね。これについては、資料もつけられております。再付託をされた、当然、私からすると、このことも深夜にわたっての質疑応答の中で質問をさせていただいた。当然、なされておるものと思っております。今、そのことをお尋ねしたら、委員長は不十分な審査と反省しているということを申された。委員長、とするなら、再度、継続という手続をされてはどうですか。

今、委員長は不十分な審査と言われた。不十分な審査の中で、この本会議上で審査をするわけにはいかない。ね、委員長、と思いますけれども、委員長は、この今言われた、答弁をいただいたことについて、再度お聞かせ願いたいと思いますし、まだあります。附帯意見のやりとりをさ

れとるわけですね。附帯意見のやりとりがありましたよね、委員会の審査過程の中で。それは、議長の指摘もありする中で取り消しをされた。この思いというのは、よく見させていただいてわかるんですね。しかし、その附帯意見についても、いろいろと指摘をされる事項があった。そうですね、委員長。指定管理をする業者に対しての意見がつけられるのかということでありました。あの指定管理業者を予定しておる業者の名前をとれば、十分附帯意見として適切なものでもあるという評価もあったわけであります。そういう中で、今回のこの審査を通じて、説明が二転三転する中で、委員会も採決を何度かやり直しをされておられます。それらについて、委員会として、今回の今日に至るまでの審査の経過、それらについての意見交換等がありましたら、お聞かせを願いたいと思います。

**大同議長** はい、松尾議員。

**22番 松尾議員** 休憩をお願いします。

**大同議長** それでは、ここで19時20分まで休憩いたします。

---

午後 7時05分 休憩

午後 7時20分 再開

+

+

---

**大同議長** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員長。

**松田産業建設常任委員長** まず訂正をさせていただきたいと思います。私の発言の中で、審査が不十分であると、だったというような受けとめをされる部分があったと思いますけれども、委員会としては一生懸命審査をしているということでございまして、誠心誠意審査をさせていただいたということでございます。ただ、私の発言の中で、例えば、2月3日から4日にかけての本会議での議事録、これをなぞって点検したのかと言われれば、それはできておりませんというようなことでございます。ほかにはどこでありましたのか、ちょっとよく覚えてませんけれども、その点、ひとつよろしく願いいたします。

**大同議長** 委員長、すみません。質問に対しての答弁がまだあったと思うんですが、附帯意見のやりとりや指定管理の表現云々、附帯意見の件等についても質問があったと思いますが。

暫時休憩します。

---

午後 7時24分 休憩

**大同議長** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員長。

**松田産業建設常任委員長** ただいまの奥野議員の質問にお答えいたします。ちょっと二つ目の方からさせていただきます。今回の審査が二転三転して今日に至っていると。この経過についての意見交換があったのかという、そういうことが一つあったと思います。これにつきましては、これも最初の報告の中でご紹介いたしましたが、もう一回、やらせていただきます。このような意見交換の中で、意見がございました。委員会に対する報告は正確でないと委員が判断を誤る。部長の説明は納得できないという思いで聞いた。12月議会の決議との関連では、受けとめが軽いという印象を持った。結局、12月の継続審査とした時点に戻ったという、この委員会で結論を出すことには無理があるというそのような意見がございました。

それから、ちょっとすみません、1点目ですけれども、ちょっと恐れ入りますけれども、もう一遍、ちょっと趣旨お願いします。いいですか。

(「議長、議事進行」の声あり)

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** 今、答弁いただいた。しかしながら、不十分な審査と反省しているというところは取り消されたわけですがけれども、2回目の答弁に対してのお答え、質問をしとるわけですね。それが重きをおいておったわけですがけれども、取り消されて必要な1回の権利がそういう形で消えてしまうというのは大変残念なんですけれども、それはそれとして求めません。しかし、議長に議事進行でお尋ねしておきたいのは、一生懸命誠心誠意という言葉が今委員長からあったわけですね。そのとおりだろうと思うわけですね。しかしながら、結果だと思わんです、結果。

そういう中で、私がお尋ねしたのは、再付託ということを申し上げた。再付託というのは、以前に何らかの審査の決定もされなかったこととして、新たな決定をしなければならないということなんです。これが基本なんです。しかし、同じ委員会に付託したときには、新たにということは一つ置いて、それこそ報告して、再付託された。そのときの理由はしっかりとやってもらわなければならないんです。そのことが、私が抜けているのではないですか、地元のスポーツクラブに対してのこういう要望書等が出てきておるけれども、そのことも私はお尋ねしましたよね、2月3日から4日にかけて、そのことの重要なことが抜けているのではないですかということをお尋ねした。だから、再付託という考え方の中で、漏れがあるんじゃないですか、重要なことが

ということを私はお聞きしたんです。もう一つは、そのことのお答えを実はいただきたいんです。

議長の方で、ぜひともこのことは再付託のありようというもの、今後もいい前例として、再付託のありようということは確認しながら進めていただきたいと思う中で、やはり整理がお願いしたい。ですから、今のこれはもう3回の質問は終わったということの中で、議長に進行についてお尋ねを、諮っていただきたいという意味もありまして、答弁をお願いいたします。

**大同議長** ただいま奥野議員から議事進行という形で私の判断をということを申されたように思います。

再付託につきまして、これは、きょう、研修会の中でも再付託につきましては、議員の皆さんの中からも講師の野村先生に対しまして質問もありました。そういった中で、基本的に問題点を委員会がとらまえた中でされたというふうに解する中で、産業建設常任委員長は答弁されたと思っております。これらも含めまして、皆さん全体で判断していただくしかないのではないかと私は考えております。今のところは、私が判断すべき内容では、それ以上は踏み込んで判断すべきではないだろうと考えております。

以上であります。

ほかに、森議員。

**18番 森議員** はい、森です。質疑でありますので、ただし、若干、私自身感じますのは、再付託という点での正確な認識が委員会にあったのかなという若干の疑問を持つということがあります。それから、審査についても、あとの質問でしたいと思えますけれども、不十分だったのではないかなというようなことの指摘をするつもりはさらさらございませんけれども、十分だったかなという疑問は持っております。

そこで、その点ともかかわりが出てくると思います。賛成討論の中に、こういう内容の賛成討論があります。運営協議会の構想においても、地元を基準とした良好な関係が触れられております。それはそのとおりです。その後、ほぼ提案内容の担保が確保できるというふうに思いますという賛成討論になっております。ここで言われておる賛成討論の、担保できるというふうに思いますということが賛成討論の中に出ますので、担保できるというような内容の審査があったかどうか、ということが一つ。

それから、同時に、こういう、その中でもう1点言われております。いろんな議論をさせていただいたわけですが、いろんな不備の部分も明らかになったりしながら、協議をした経緯がありますというふうになってます。ここでも言われておりますのは、いろんな不備な部分も明らかになったりしたということが討論の中で述べられております。そういう点から見て、いろんな不備

があったことが明らかになったということを審査された内容は、どういうことを指して不備な部分が明らかになったのか。その点でのどういう審査がされたのか。されておったならば、どういう内容のものであったかということをお尋ねをします。

**大同議長** 産業建設常任委員長。

**松田産業建設常任委員長** まず1点目の再付託についての認識の問題ですけれども、これは先ほど申し上げたとおりでございます。（「質問はしてないですから」の声あり）ああ、そうですか。

二つ目の賛成討論の内容についての質問でございますけれども、これは、委員さんが自分の責任で述べられたことございまして、私がこれについてとやかく論評を、委員会とか加えるものではないと思います。

以上です。

**大同議長** もう1点。いろんな不備という部分につきましてもありました。

**松田産業建設常任委員長** これについても同様でございます。（「審査があったのかなかったのか」の声あり）それはありました。この不備の内容といいますのは、基本協定書のあれですね、未払いの料金の徴収のところのことだと、その点についての審査がございましたので、はい。（「担保があるという審査はなかったのか」の声あり）

**大同議長** 産業建設常任委員長。

**松田産業建設常任委員長** それは委員さんの判断でございます。（「審査があったのかなかったのか」の声あり）そのような説明はございました。不適切であれば、改善命令が出せるし、それでも従わなければ、解約といいますか、解除できるという、契約解除、何かそのような内容の審査はありました。それによって担保ができるのではないかというそういうことでございます。

**大同議長** 森口議員。

**4番 森口議員** 4番、森口です。改めて審査をしていただいたということなんですが、最初の審査の部分も踏まえて、少し感想的な質疑になるかもわかりませんが、ずっと委員長の報告を聞かせていただく中で、気になりますのが、委員会の審査と、いわゆる理事者の方の指定管理者の指定の手續に若干重きを置く部分がずれているのかなというふうな気持ちで聞かせていただきました。

この指定管理者の手續に関する条例につきましては、当然、指定管理制度の中でつくられてきたものでありまして、指定管理者の指定については、4条の中で数項目にわたって、いわゆる運営の効率化でありますとか、そういうものがルールとしてうたっていると。ところが、委員会の

審査につきましては、今の委員長報告を聞かせていただいておりますと、やっぱりそれ以外の部分についても、多くの質疑があったり、あるいは、ご心配をされているという印象を受けたんですが、その中で1点だけお伺いしておきたいのは、委員会の方としましては、どちらかという、現在の京丹後市の経済状況とか、それから、施設がいかに地域にとって大切なものであるかという、そういう利活用も含めた視点で審査がたくさんされたというふうに思うんですが、片や指定管理制度そのものの条例については、いわゆる手続としての公の施設をより効率的に運営をするというような切り口で、それは、当然、選定の点数づけの中にもいわゆる地域への貢献度だとか、それから、地域の皆さんが喜んでいただけるというような中身は入ってない。

その中で、委員会として、きょうの研修の中でもあったんですが、今回の指定管理については、いわゆる原案可決すべきものというお答えだったんですが、その中で、今後のこととして、公の施設の指定管理の手続の中に、やはり今回委員会の中で多くの方が課題として取り上げられていました地域との関連、関係でありますとか、それから、市外業者が来られる場合の、例えばいろんな要件について、今後のこととして意見をつけようとか、そういう部分の審査があったのかなかったのか、そのあたりについて、審査の中身がありましたら、お示し願いたいと思います。

**大同議長** 産業建設常任委員長。

**松田産業建設常任委員長** ただいまのご質問ですけれども、指定管理者選定の今後のあり方ということについて質疑があったかということでございます。このようなやりとりがございました。緑化事業団、球場や途中ヶ丘も将来こういうケースになる可能性になるかもわからないと。ですから、そのあたりのきちんとした整合性を図っていかなければならないのと違うかと。そうしないとややこしいことになるとしているというような質問がございまして、このような答えをいただきました。18年にスタートしたところが、ことして5年目を迎えますけれども、そういう議論が始まるべきだと思います。今回、いろんなことを教訓にさせていただいて、市内に限るとか、市外単独ではいけないとか、やはり一本の線は出さないと、それぞれの施設を抱えている部署が大変なことになるというような、そういうこと、そういう意味で、方針はきちんとすべきであろうという答弁をいただきました。そんな質疑がございました。

**大同議長** ほかにありませんか。これで、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。産業建設常任委員長、御苦労さまでした。

それではここで議会運営委員会の決定に従いまして、特に市長等執行機関に質疑がありましたら認めます。ありませんか。奥野議員。

**20番 奥野議員** 審査を深めるという意味で、特にという議長の計らいもあり、質問をさせ

ていただきます。何を危惧して、この2月3日、4日、そして、本日に至ったのか。まず、私の思いをここで言う場所ではないですけれども、今回のこの議案のこの選定のあり方が、これまでの議会、そして行政の行政スタンス、姿勢というか、それらを含めてすべてを御破算にするという懸念を私は抱いているからであります。市長、この議会でも、工事請負等々についても、地元育成云々という発言する議員さん方もいっぱいおられます。そういう考え方は、どの場面でも一緒だろうと思うんですね、市長。私は、今回のこの選定された考え方、これが、大変申しわけないけれども、議会は受ける側で大変申しわけなかったけれども、委員会にも質問させていただいた。しかしながら、今、こういう機会をいただいて、あえて申し上げておきます。すべてのことを御破算にする選定であるということを明言をしておきます。そういう中で質問を行います。

今回選定された技研が出された資料ですね、この12ページには協議をするということが書いてあるわけですね。そして、京丹後市の協議書ですか、協定書ですか、それにも別の運営協議会という組織をつくるということが書いてある。これは、既に市長、とんざしとるんですね。地元の業者、特に必要な業者は、12月18日に呼び出されて、そのときにもコメントをされ、年を明けて1月20日にも確認のために再度その意向を示されております。そのことについて、どのように今後対策をされていくおつもりなのか。そのことが1点。

次に、長年地元の多くの住民が親しみ大切にしてきた自分たちの庭を、なぜ、今、他府県の業者に管理、そして、その運営までも任せなければならないのか。これが、地元住民の素朴な疑問であります。意見であります。そのことについて、可決、提案されておる市長として、どのように地元住民に対して説明をされるおつもりなのか、お聞かせを願いたいと思います。

次に、2団体が呼ばれた12月17日に、住民ニーズがあるかないか。この2団体については、いろいろと地域住民と改めて意見交換をする中で、公募の書類等についてのお話を12月18日にしたそうであります。それが、そんなことは必要ない。業者が決まってからにしてくれというお話があったようですけれども、1月8日にその選定をされておる業者に、そう言われておる落選したその業者に対して出向くように、部長は指導されておる。これは、一つの大きな矛盾ではないかということがあります。これについてのお考え方もお聞かせを願いたいと思いますし、ただいま産業建設常任委員長が報告をいたしました2月8日の委員会の部長の発言に、議決をいただくための準備行為、少しでも前に進めたいという思いがお互いに働いているのは事実であります。もう一度申し上げます。お互いに働いているのは事実であります。このお互いとは、部長側、市側と、だれなんですか。少しでも前に進めたいという思いがお互いに働いているのは事実でありますという答弁をされておる。業者と一体となって、前に進めようとするのは、その業者に決

定をしていこうという行動のことを言われているというふうに思うわけですね。こういうことを業者に対する便宜供与と言わないのかどうか。お聞かせを願いたいと思います。

とりあえずお答えください。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** まず、地元の団体の皆さんとの協力関係について、2者の皆さんからのご発言からすると、協力関係というのはとんざしているのではないかと、今後、どのように対策するのかというようなご質問が一つございました。これにつきましては、ご議決いただければという前提でございますけれども、技研サービスの立場は、本会議で申し上げましたように地元協議会の中で地元の自治会の皆さん、また、スポーツ団体初め関係者の皆さんに入らせていただいているということですので、地元の団体の皆さんにお許しをいただきながら、可能な形で協力というか、相談をさせていただくというようなことかなというふうに思っております。

それから、地元の団体の、また、組織の育成ということでございますけれども、他の分野に共通したことであるというようなお話でございまして、その基本的な思い、これは、公共事業等の発注についても、公正、客観というような前提の範囲ではありますけれども、可能な限り地元発注をして、地元の経済の振興に尽くしたいというようなことでさせていただいたところでございますし、そういうような、当然、本市の立場として、地元の皆さんの益になるような行政をしていくというのが基本であるわけでございますので、その点はそのとおりでございます。

今回、指定管理につきましては、条例等の上で、各種要件があって、やはり効果、効率という観点からの地元への貢献というか、効果的、効率的な運営を図ることによって、当然、利用者の皆さん、あるいは運営サイドにおいて、本市の利益にかなうということがありますので、そういった観点で審査をするというのが制度の趣旨でございましたけれども、当然、その審査の中の内部の1項目ではございますけれども、その中に地元業者の育成という観点ももちろん入っているわけでございまして、そういったことの中で審査させていただいたということでございますけれども、先ほど委員長のお話にもございますように、今後、改めて今回のご議論を教訓としながら、制度の基本は維持しながらも、同時に、地元の皆さんへの一層の配慮の形というのが、公募の手続から始まって一連の手続の中でどういう場合に可能かということについて、精査をしていく必要があるというふうに思っております。

**大同議長** 建設部長。

**大村建設部長** 私の発言、行動によりまして、非常にご迷惑をおかけしております。申しわけ

ありません。今、議員のご質問ですが、2団体、いわゆる12月18日と1月8日の業者さんとの関係であります。委員会でも申し上げておりますが、やはり地元とのうまくいくことがこの施設を有効に活用していくということにかかわりますので、改めて技研サービスの提案内容、実績について、12月18日に説明をさせていただいて理解を求めたということでもあります。

それから、1月8日につきましては、4月の指定管理ということで、もう時間がないという中で、地元の状況を少しでも把握しながら進めていただけたらという思いでさせていただいた内容です。ただ、議会の審議中ということで、こういった誤解を招くということも、おそれもあるということで、配慮が足りなかったという反省をいたしております。

それから、2月8日の委員会の発言であります。先ほども申し上げました議決をいただくための準備行為、少し言い過ぎておりますが、少しでも前に進めたい思いがお互いに働いているのは事実ということでもあります。先ほどの回答になりますが、技研サービスに対して4月の指定管にどうしても準備、前もって準備しないと間に合わないというようなことを含めて、そういった発言に至ったというものであります。

**大同議長 森議員。**

**18番 森議員** まず、全国公募にした点については、よもやということもあったやに聞いておりますけれども、そこにやっぱり大きな問題が市長の姿勢の中にあつたのと違うのかと。といいますのは、基本構想の中で、基本理念のところでは地域力を高めるだとか、活性力だとか、構想の実現のために協働のまちづくりを推進をするということが、第1次の時点で前半の分で既に書かれております。このことが一貫をして日常的に基本的な市長の政治姿勢であつたとするならば、よもや全国公募にするなどということはありません。そこにおける総合計画が、実際上は、実践的な日常的なことを決めていく上で、どこかに飛んでおつたのと違うかなと。その結果がこういう事態を生んだ一つになってないか。

それから、もう一つは、建設部長は確かに市長の指示に基づくものではない。私もそれは信用します、信頼をします。むしろそうでない指示をしなくても、時には無言の影響が働く場合があり得る、それは。したがって、そういうものが働いておつたのではないかなという懸念を持ちます。率直に言って、そのことによってすべて建設部長のことが免罪をされるというふうには私は思っておりませんが、そういうことが働くような、常日ごろの市長の部下に対するものの中であつたのではないかというふうに思える節が幾つかある。その点について、市長はどう思っているか。

それから、部長に対する管理責任という点から見て、部長が間違いを犯したどうの云々とは言

いませんけれども、そういう場合には、当然、市長が責任を持って当たり前。その点において、市長は、どう思っているか。

この2点を、市長にお尋ねします。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** まず、全国公募のことですけれども、これは指定管理者については、この間ずっと同じような条例、基準、規則に基づいてしておりましたので、私のところではそれ以上の問題意識は特になく、手続をしていただいていたということの中で、具体的なことは決めていただいたということなんですけれども、そのことが私の姿勢の中でどう影響したかということもあろうかと思いますが、そこについては直ちにはちょっと言いがたいわけですけれども、反省はしていかないといけないというふうに思っております。

また、これは部長の、本当にさまざまな難しい手続、審査を一生懸命部長、課長していただく中で、そごを来した部分もあるわけですけれども、そういったことが、私の指示をしなくても無言の影響があったのではないかというようなことでもございますけれども、それは影響がなかったということでは、これは一般論ですけれども、ない、これは何事についてでもということでも、ないというふうに思っております。したがって、部長の、例えば、選定委員会決定後ではありますけれども、各社を引き合わせるようなことをしたこと、配慮が足りなかったということについては、私にもその点、結果としての責めは当然あるというふうに思っております。申しわけなく思っております。

**大同議長** 森議員。

**18番 森議員** 見解の相違と言え、それまでかもわかりませんが、影響はないという根拠が、市長あるならば聞かせてください。

**大同議長** 森議員、聞き間違えておられます。ないことはないということで、だから、管理者の責任があるということでは言われたと思っております。よろしいでしょうか。平林議員。

**19番 平林議員** 19番、平林です。先ほどの奥野議員の1番目の質問に対して、市長、いうたら地元との関係の答えの中で、議決後、可能な形で相談させていただき、また地元への発注もしていくという答弁をなされました。しかし、この間のこの議会での議論の中で、もう地元の方との関係修復も私の感じとしては大変難しいのではないかと感じているわけなんですけれども、今の市長の答弁では、何か安易な形で修復は可能だというふうなとらまえ方をしておられるように、この答弁はお聞きしたんですけれども、本当にこれぐらいの考えで、市長、修復が可能なのでしょうか。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** この間のご審議、また経過については、当然重く受けとめないといけないというふうに思うわけでございます。したがって、どこまでご信頼、またそういった関係が回復できるかということについては、とにかく誠心誠意させていただくということしかないわけですが、他方で、八丁浜の施設の利用の実態を考えたときに、当然、地元の皆さん、スポーツ団体の皆さんの利用というのが、当然、これ中心的なものの一つとして考えられるわけで、そこをしっかりと当然していただかなければならないということが、結果として、利用をお求めになったときにしっかりと利用ができるような形というのが、結果としてはあるべきだというふうに思うわけでございますけれども、そういうこととの関係の中で、今の技研サービスにおきましても、協議会の中で、地元の皆さんとというようなご意向があるというふうに承っておりますので、そういったことについてご相談を誠心誠意させていただくことが大切ではないかというふうに思っております。

**大同議長** 平林議員。

**19番 平林議員** 19番、平林です。そういった運営協議会にはもう参加できないという大変強い地元の方の思いがある中で、誠心誠意ということをおっしゃったんですけれども、今の状況の中で、本当に市長みずから出かけて行って、もうそれは業者の地元の皆さんに対応するということなんでしょうか。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** それはもう私は全然労を、ご議決をいただければという大前提でございますけれども、私は労を惜しむつもりもありませんし、ただ、当然、組織全体で仕事をしておりますので、そういう組織の仕事の手順の中で踏みながらということだと思っています。

**大同議長** 池田議員。

**14番 池田議員** 14番、池田です。委員長質疑の中で、部長の答弁で、ちょっと1点確認をさせていただきたいんですが、地元優先、地元育成を優先的に考えるべきだというふうに悩んだと。ところが、技研サービスの提案が、地元の優先枠を考慮してもすぐれているという答弁があったというふうに委員長報告で聞いたんですが、そういった、この選定基準を見ても、その基準は一つも出てこないわけですね、地元優先という。地元を優先的に配点しますよというような、何を以て地元の優先枠と言われるのか。また、そういった枠があるのかないのか、確認しておきます。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** 地元の関係に関する配点の部分についてでございますけれども、募集要項の中にあらかじめその選定基準、審査項目という項目がございますして、その選定基準の4番目でございますけれども、施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的及び人的能力を有していること、このような選定基準がございます。ここの要素の一つとして、団体として当該指定管理施設の運営をサポートする体制があるかどうかということで、市内に事務所がある場合については加点をすると、そういう細目の配点の中に含まれておると、そういうことでございます。

**大同議長** ほかに答弁はありませんね。池田議員。

**14番 池田議員** ということは、地元優先枠という意味は、地元で事業所があるかないかだけのことなんですかね。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** 配点上は先ほど申し上げましたけれども、団体として当該指定管理施設の運営をサポートする体制があるかどうかという観点から、団体の事務所が市内にあるかどうかという点だけでございます。

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** この経済的な金額の差は13万円ですよ。A者、B者、C者、二番手、金額だけでしたら。点数は別にして。13万円、1,500万、1,600万の中での13万円の差というものはどう見る。今回、審査会ですか、に入られた方々は、どのような思いでこれらの団体、特にスポーツクラブが活躍、活動されてきたか。皆さんの近くにこういう団体があるなら教えていただきたい。わからないんですよ。市長、こんな団体があったなんて知らなかったでしょう。企画総務部長、あなた知ってましたか、こんな団体を、あなたの身の回りにありますか。これだけのことをやってきた団体が、歴史のある。その無知なことを隠して、何ですか、これは、今の答弁は。だから、地域のことは地域だということになるんですよ、いいですか。

先日も浜詰の海岸に砂が100トン放置されておったという。京都府、京丹後市が、今、ジオパークとかそういう自然環境を守りましょうよという運動をやっているじゃないですか。その中で、あのことで。言うだけですか、スローガン書くだけですか。

先ほども森議員の方からもありました。総合計画に照らし合わせて、かつもう一つつけ加えて、認識しておられるかどうか、昨年10月8日、京丹後市の行財政改革推進委員会の高野氏が、第2次の行財政の答申で同じことを言われておるんですね。行政コストと行政の効果の両方を考慮しながら、市民の立場に立ち、そしてまた、地域パートナーのことも言われてますね。市民と

ともに協働事業の推進に向けた取り組みをしてください。どの項目を見ても、今回のありようというものは理解できないというのが、地元の住民の意見なんですよ、市長。

この市が公表されておるこれらのものはすべて偽りなのかというところまでの話も、私の方に質問が、声がかける。基本構想って何だ。うそばっかしか。適切な表現ではないですけども、網野弁で言ったらそうなるんです。そういう中で、これは質問にかえさせてもらいます。市の公表するものは、偽りばかりか。お答えください。

それと、何を目的に二度、三度と、先ほども委員長には質問したんですけども、最終の2月8日に、部長は地元との関係について心配をいただくような多くの質疑をいただく中で、技研サービスの提案内容を、それから実績といったものを応募団体に説明させていただいた。なぜ、こんなことを3度もこの日に限って言われるんですか。まずい行為なんですよ。12月18日に2業者を呼んで、協力をしてやってくれ、そういった行為をやることは適切じゃないんですよ、京丹後市の弁護士のコメントは。私の弁護士はそうは言わない。法的に問題がある。これは、司法の場でしか判断ができないということでもあります。そういう中で、なぜ、こんなことを二度、三度も、部長は委員会で最後のあの2時間余りの間の中に言われたんですか。

次に、委員会での説明などの発言は、12月22日、12月の議会の決議に抵触するという考えが、抵触するのではないかと思われるんですけども、本当に市長、そして、お歴々はこの決議を尊重する考えがあるのか。あるとするなら、この議案の扱いについてはどうだったのか。12月22日の決議、真摯に受けとめるという発言もいただいた。であるのに、またぞろこういうこと、本心はどこにあるんだ。やっぱりこれはお聞かせを願わなければなりません。お聞かせください。

それと、先ほどお尋ねした少しでも前に進めたいという思いがお互いに働いていた。だれとですかという質問に対して、部長は自分と業者の技研だと言われた。これはやっぱり問題ですよ。通してほしいために、その土壌づくりをするんですよ。これは、議決をいただくための準備行為なんですかね。これはやっぱり違うでしょう。技研と2人が一緒になって、委員会、議会に説明、有利なために説明するために、運営協議会に入っていたかなければならない業者に対して、同意を求める行為を部長が指示をし、そして業者が動く。これはやっぱり正直に言われているんですね。2月8日の最終ですよ、月曜日。お互いに。委員会の皆さんは審査された。どのような思いで聞かれたかわからないですけども、文章で改めて私が見させていただく、こういう疑問がわくんです。何でもまたこんなところに、お互いに業者と発注者がですよ、議会に対して。

思い出せばこの間もありましたよね。船木のエコエネルギーでも。業者が嘆願書、議員のとこ

ろに持って歩く。市長はそれを聞いて、嚴重に注意されましたよね。嘆願書を持って歩くことについて。議長から多分市長に言ったと思いますね、あの行為は謹んでほしいということが。それ以上のことですよ、これは。部長と一緒にやっているんですから。あれは、業者がみずから判断でやったことですし、さらにこの件は、もっとひどい話だ。お互いに進めたいということで。その辺について、どうですか。先ほどの部長、技研と一緒に進めていったということについての市長の見解は、お答えください。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** まず、12月の決議との関係でございますけれども、これにつきましては、当然、市役所としてしっかりと受けとめていかなければならないわけでございますし、また、部長の1月14日の発言があったわけでございますけれども、思い込みであるにしても、慎重さに欠けた訂正すべき内容であるわけございまして、混乱をおかけして、私からも申しわけなく思っております。また、業者の方にお声かけをする、お手引きする等のことについては、配慮が足りなかったということで申しわけなくも思っております。

また、市役所の公表物の話もありましたけれども、当然、事実や状況、それぞれのことで誠実に認識しながら書物にしているということでございまして、偽りを偽りと認識してそのまま出すというようなことはないわけでございます。

**大同議長** 建設部長。

**大村建設部長** 2月8日の委員会の中で、今議員が言われました3回もなぜ、そういった発言をしたのかということでもあります。委員会の流れの中で、まず、企画総務部長の方から発言といいますが、説明がありまして、その中で、18日の内容が出てきましたので、私が答弁をさせていただいたということでもあります。それから、その後、いわゆる企画総務部長退席の後、私が本会議で出されました内容につきまして、改めて説明をさせていただきました。その中で、今の点に触れております。これが2回目ということになるかと思えます。これは、あくまでも質疑の中、それから私の説明の流れの中でそういった形になったということで、特にここを強調してどうこうということは何も思っておりません。

それから、先ほどのお互いに働いていたという部分であります。確かに言葉の中でそういう発言を申しております。言葉足らずであったかもわかりませんが、思いとしては、議決前の準備行為ということでお許しいただいて早く進めたいというのが、やはり私の思いの中にはあったということでこういう発言になったと思えます。申しわけありません。

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** 私の質問はこれでとめたいと思うわけですが、市長、今度の件、本市はまちづくり協議会等々をさらに進めて、NPO等の団体づくりにも一生懸命になっておられますよね。それは、自分たちのことは自分たちで、やはり地域パートナーという住民を巻き込んだ、行政と協働してやっていくんだという考え方の中であるわけですね。今度のこの件がしっかりと認識されないと、すべてがおじゃんになってしまうということを、私、冒頭申し上げただけけれども、そういう気持ちだということで。本当に、信じられないほど献身的にやっておられますよ。まだいっぱいあるかもわからない。ほかの他町にも。網野だけではなしに。ほかの地域でもあるかもわからないけれども、私の知る限り、本当に驚くほど一生懸命人材づくりをやっておられる。それを考えたときに、今回のこういう提案の影響で、私は後を引くことを懸念するわけです。今回の決定がどうなるかもわからないですが、決定を議会が採決し、可とするか、否とするかは別として、決定をする前にこの議案の取り下げをされるお考えがあるのかないのか。最後に私の質問としてお答えを願いたいと思います。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** この議案について取り下げのつもりはございませんが、他方で、今回のことも改めて教訓としながら、議員おっしゃられる地元の皆さんとの関係というのは、これは、当然、市政を進めていく上で大きな基本となるものでございまして、そういった地元の皆さんとの協働、参画いただきながら、一緒になってやっていくという形をさまざまな場面でしていかなければならないということについては十分自覚をしているつもりですし、改めて深くしながらやっていかないといけないというふうに思っております。

本件につきましては、申し上げましたように指定管理者制度という枠の中で、法律、条例、規則、基準等で決められたことの中で効果的、効率的な施設の運用というようなことを中心とした制度の設計になっておりますので、そういったことの中での選定、我々行政部局としての選定ということになったわけでございますけれども、その中で、どのような工夫が、指定管理者の場合にあってもできるのかということについては、精査をしていかなければならないというふうに思いますし、しっかりと今回の教訓は生かしながらしていかなければならないというふうに思っております。

**大同議長** 行待議員。

**8番 行待議員** 8番、行待です。市長に1点確認をさせていただきます。先ほど平林議員が質問をされました内容でございますけれども、地元との調整が非常に難しいだろうと。今後、その難しい地元との調整をどう行っていくかという質問に対しまして、市長は、私が聞いたことが

正しければ、この議会で議決されれば地元に入っていきようなことをおっしゃったんですけども、それは、私の聞いたことで間違いはないのでしょうか。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** 当然、議決が前提でありますけれども、その上で、申し上げましたのは、市役所としてそういう努力をしていく必要があるのではないかと。市役所として努力をする、組織で仕事をしていますので、手順を踏む中で、労はいとわないというようなことで申し上げた、必要があればさせていただくというようなことでございます。

**大同議長** 行待議員。

**8番 行待議員** 私の聞いたのが正しかったわけですけども、なぜ、議決後、業者が、指定管理者が決まった上で、行政が動かなくてはならないかということなんですね。地元との調整関係は、この議決を受けた指定管理者が当然すべきであって、市長もしくは行政が動く場合は、行政的な事業で、政策的な事業でその促進を図るために地元との調整が必要だということだろうというふうに思っているんですね。当然、先ほど申し上げましたように指定管理を受けた業者の、これはもう受けた後は、業者の私は努力義務であろうというふうに思っているんですけども、再度聞きます。それでも行政は行かれる用意をされているのでしょうか。

+

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** ちょっと制度的な精査をしながら申し上げたわけではないわけですけども、いずれにしても、おっしゃいますように指定管理者の方が努力されるということだと思いますけれども、我々として、この指定業務を円滑に推進をしていく責務というのが当然あるわけでございまして、今回の議論を踏まえながら、指定管理者としての業務が円滑に進むということが、これはもう市の利益にかなうということだと思いますし、ヒアリング等の中では、運営協議会に入っただいて、そして運営協議会において地元の関係者の皆さんが入っただいてやっていくことがやっぱり一番いいんだということも、我々としても評価をしながら選定をしていったという過程もありますので、可能な範囲でそのりを越えない範囲で、市の市政を円滑に進めていくというような趣旨で、当然、利用の実態というのは、地元の皆さんが中心になって利用していただけるような形が結果としてはあるというふうに思いますので、それが円滑に進みますような行政としてのバックアップをしていくことが、行政としても求められるのではないかと。そういう思いから申し上げたものでございまして、のりを越えるかどうかについてはちょっとよく内部で精査をして、どういうことがふさわしいのかということについては精査をしていかなければならないというふうに思います。

+

大同議長 森議員。

18番 森議員 今の行待議員との若干の引き継ぎも含めた質問になると思います。ちよくちよくありますね、談合云々だとか、先ほど市長が言うたことは、時と場合によっては便宜供与という点に当たる可能性もありますよと。その辺もって慎重に、京丹後市の弁護士はどう言うかもわかりませんが、この点について、やっぱり理事者の認識の甘さがさまざまな混乱を招いた。前は3時まで、きょうも本来は全協ですべくものがないまま、こうした混乱をもたらした原因は、最終的にはすべて市長に責任がある。

その意味から、奥野議員が言ったように、そこを責任感じるなら、取り下げたっていいのではないかと。そのことが、こういう混乱をもたらした市長の議会に対する当然の責任ですよ。それぐらいのものがあってもいいと。さらに4月からということですが、3月の議会で多少時間はぎりぎりかもしれませんが、それぐらいのやっぱり責任をとるべく、12月のいわゆる意見書か、決議か、決議の視点から見ても、それぐらいのことがないと、まあ、悪うございました、謝って済むという問題のとらまえ方、あの決議はそんなに軽いものではない。しかもそれから期間がたってない、連続性のものだという点から、責任を感じるなら、取り下げるべき、いかがでしょう。

大同議長 中山市長。

中山市長 議案については、取り下げるということは考えておりませんが、この間の一連のお混乱をおかけしたことに對しては申しわけなく思っております。

大同議長 田中議員。ちょっと待ってください。田中議員は委員会です。

17番 田中議員 いいと言っていたんじゃないのか。だめなのか。

大同議長 委員会については、まだそういうことは言ってないと思います。森口議員。

4番 森口議員 4番、森口です。すみません、2点お伺いします。まず1点ですね、先ほど委員長報告に対する質疑でもさせていただいたんですが、やっぱり今の指定管理者の手続の条例が、いわゆる京丹後市の今の状況にあわない部分も、当然、それは指定管理制度の範囲内ということなんですが、いわゆる中山市長が今まで言ってこられた中身と、この手続条例に若干思いついて違いが出ていると。そのことが委員会でも大変問題になったんじゃないかということをおっしゃっていただいた中で、先ほどの委員長の答弁の中には、やっぱり指定管理者の今後の問題について、やっぱり方針をしっかりと示してということが部長から答弁があったということだったんですが、部長が言ったことだというふうには市長がおっしゃられると困るので、確認の意味で市長にお伺いします。市長も指定管理者制度の許す範囲内、やっぱり今の京丹後市、それから、

今の時代にあうやっぱり方針について、改めて検討していただけるのかどうか。まずこの点が1点。

それからもう1点は、今、行待議員にお答えをされました中身ですが、確認をさせてください。それは、この八丁浜の指定管理者に対してのみおっしゃったのか。すべての指定管理者に対しておっしゃったのか。この点についても確認させてください。

以上、2点お願いします。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** まず後者については、これは、指定管理者制度の許す範囲でということが大前提ですけれども、この八丁浜に限らず、すべての場合について、必要があれば、市として、市民のためという観点からやらないといけないことがある場合もあるかもしれないという思いで言わせていただきました。

それから、前者についてでございますけれども、これについては、検討をこれも指定管理者制度の中でどういうことができるのかというのは勉強をよくしてみないといけないわけですが、例えば、指定管理者の場合でも、委託をそこそ額をもってする公共事業の発注ではないんですけれども、事業の発注に近いような形のものであるのかどうかとか、あるいはその分野によって市内に的確と想定されるような方が相当いるのかどうかとか、いろんな場合分けをする必要があるんじゃないかなと思いますけれども、いずれにしましても、見直しを、制度が許す範囲でしていく必要はあるというふうに思っております。

**大同議長** 森口議員。

**4番 森口議員** その中で、もう1点、確認をさせてください。今、いわゆる指定管理者が地元との関係だとか、そういう事業の中で、指定管理の制度の許す範囲でやっぱり行政がサポートしていくということをおっしゃったという理解のもとで、再度もう1点だけ確認をさせてください。そうしますと、この八丁浜シーサイドパークの今の選定をされた指定管理者技研サービスさんにつきましては、自主事業でたくさんの中身を盛り込まれております。もちろん部長の方でこれについては地元と調整して、当然ノーということもあるということは委員会の答弁の中でされてますけれども、今おっしゃったいろんな行政の支援というのは、自主事業に対してもやられるのかどうか。この点、確認させてください。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** それは、基本的にそういうことはないというふうに思います。申し上げたのは、市民のためにする必要があるということございまして、そういうことございまして。

大同議長 森口議員。

4番 森口議員 そうしますと、今、市長がおっしゃったように、指定管理者がやる自主事業については、基本的には市は支援したり、関与はしないということによろしいですね。

大同議長 休憩しますか。ここで20時50分まで休憩します。

---

午後 8時40分 休憩

午後 8時50分 再開

---

大同議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。中山市長。

中山市長 休憩をいただき、ありがとうございます。まず、自主事業とのかかわりでございませぬけれども、まず一般論としましては、自主事業と市役所のかかわりにつきましてはケース・バイ・ケースでございまして、個々にそういったことにどうかかわっていくのかについては、個々の公益との関係で評価をしていくということであるというふうに思っております。ただ、本件につきましては、選定の過程で本市が財政的な関与をしなければならないという目では基本的には選定をしておりません。

大同議長 建設部長。

大村建設部長 先ほど行待議員と森口議員の方から行政がなぜ動かなければならないか、また、八丁浜のみかということがありました。八丁浜の指定管につきましては、協定書の中で運営協議会を設置するよう協定書の中でうたっております。そういう意味で、ほかの施設が運営協議会等々がうたっているかどうかよくわかりませんが、八丁浜については、そういう協定の中でうたっておる関係上、やはりその部分については行政としても指導なり、そういった動きをケース・バイ・ケースですけれども、する必要があるだろうというふうに思っています。

大同議長 行待議員。

8番 行待議員 また、質問しないといけないことが出てくるんですけど、そうしますと、運営協議会の設立のためだけに動くということで判断させてもらったらよろしいんでしょうか。そのほかのことは動かないということによろしいんでしょうか。

大同議長 建設部長。

大村建設部長 基本的にはそういうことだと思っておりますが、まだ詳しく詰めをしておりませんので、基本的にはそういう部分になるうかと思っております。

大同議長 行待議員。

8番 行待議員 今、詰めをされるとおっしゃったんですけれども、どのような詰めがあるのでしょうか。

大同議長 建設部長。

大村建設部長 先ほどの自主事業にも絡むわけですが、いわゆる協定書の中で自主事業についてもですし、いろんな事業について計画書を上げていただく中で、実際に協議をしていくと。すべてが認められるわけではないということの中で、決定してからですが、業者さんの具体的な提案、そういったものを聞かせていただく必要があると。そういう意味での詰めということであります。

大同議長 行待議員。

8番 行待議員 ということは、自主事業にも入り込んでいくということで判断よろしいですね。

大同議長 建設部長。

大村建設部長 入り込んでいくというよりも、今回、技研サービスが提案しております中身について、具体的には、例えばグラウンドゴルフ場をつくるということが上がっておりますが、その中身についてもどうするのか。グラウンドの芝を植えるのか、何するのかということはまだはっきりわかっておりません。それから、キャンプサイトをつくるという提案もありますが、当然、ほかの団体との関連もありますし、そういう意味で、協議をしていくと。自主事業の中に介入していくということではなしに、すべてについて事前に協議をいただくという中身になっています。入り込んでいくとかいうことではなしに、協議を受けて詰めていくという中身になっています。（「じゃ、地元との関係は」の声あり）地元に入っていくというよりも、どういうんですかね、今回の場合は、地元を紹介するといいますか、技研サービス、市外業者ですので、どこにどんな団体があって、どんなことが行われているかということとはわかりませんので、委員会の中でもそういった意味で我々の方からそういう指導なり、紹介をしていくというふうに答弁をしております。

大同議長 平林議員。

19番 平林議員 19番、平林です。指定管理のちょっと基本的な考え方を再度ちょっとお尋ねするんですけれども、まず、この施設を指定管理にするということで、経費の節減とか、民間のノウハウを生かしてというような説明もあったと思うんですけれども、まず、経費の節減という部分で言いますと、こういった公園というようなものはむちゃくちゃ利益が上がるわけじゃ

ないですわね。ですから、収入に見合った部分より支出にかかる費用の方が多分たくさん出ていくんじゃないかなというふうに感じるわけなんですけれども、そういった利益を生まないような施設の管理についての基本的な考え方について一つお尋ねすると、それから、公園の管理のノウハウがあるんだということが言われたわけなんですけれども、京丹後市には緑化事業団という形で峰山の途中ヶ丘、ああいったところを管理しているような団体もあるわけなんですけれども、よそに頼らなくても、そういったことで、今回、民間のノウハウというようなことが説明がなされたわけなんですけれども、地元にも十分こういった公園の管理のノウハウを行うような団体もあるわけなんですけれども、そういったあたりについてはどのように掌握というのか、考えておられましたでしょうか。

**大同議長** 企画総務部長。

**渡部企画総務部長** ご質問をいただきましたうちの1点目の利益を生まない施設に関してどういう考え方かというお尋ねだったと思うんですけれども、利益の生む、生まないということではなしに、その公の施設につきまして指定管理者にお願いするときの選定の基準としましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の4条の2項に選定の基準がございますので、こちらに基づいて選定をしているということでございます。

**大同議長** 建設部長。

**大村建設部長** 緑化事業団の件であります。ノウハウがあるということで、地元であります。委員会審査の中でもそういった質疑等がありまして、私の方も答えさせていただいてます。1番の質問にもかかわるわけなんですけれども、公園事業、\_\_\_\_\_ というふうに思っております。そういう意味で、緑化事業団に、これ、公募をしてますので、緑化事業団が手を挙げるかどうかという話にはなると思うんですが、ただ、緑化事業団は我々も、私も副理事長というような形で入ってますので、直接のお話はしたことはありませんが、今言いましたように緑化事業団自体も経営が苦しい団体になってます。これ、指定管の関係もあるんですけれども、いった意味で、また、どういうんですかね、もうからない施設といたしますか、そういったことで、事業団自体がますます苦しくなるのではないかという判断もありまして、公募したというのが一番の点であります。

(「議長、議事進行」の声あり)

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** すごく気になる発言。12月17日にも今のような発言を議長しとるんですね。赤字が出れば、本社が見る。一緒なんですね。もうからない施設、指定管理だと。もうか

らないことを市外の業者にさせるという発想、これはね、議長、やっぱり取り消ししないと、こんな町じゃないんだから、議事録にもある。損をしたら、本社が補てんしますから、ああああってなもん。はっきり2カ所もある。今の発言って不謹慎ですよ、他市から見たら。よその業者が来て、損してもらっても結構ですわという考え方と一緒にんだ。自分がかかわるとる緑化事業団は損させられない、だから、せんのですわって。もともとあの団体はそんな目的でつくった団体じゃない。議長、これ、やっぱり整理しないと。初めて今の件は申し上げるけれども、ずっとこの議事録見させてもらって、一番気になっていたところ。京丹後市が、よその人たちから見たときに、どんな町だと疑われますよ。ああいう発言を、再度、再度しとると。この件は議長の方で、一度調整してみてください。

**大同議長** 建設部長、どうですか。

暫時休憩します。

---

午後 9時03分 休憩

午後 9時17分 再開

---

**大同議長** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

**大村建設部長** 申しわけありません。先ほどの奥野議員のご指摘をいただきました発言につきまして、不適切でしたので、取り消しをお願いしたいと思います。また、委員会でも一部そういった不適切な発言があります。申しわけありませんでした。

**大同議長** 吉岡豊和議員。

**21番 吉岡豊和議員** 21番、吉岡です。私は、今理事者側に対してのいろいろと質疑を聞いておまして、一番気になっていたことがあります。それは、12月17日の13ページの一番上からですが、部長の答弁の中で、だれもそうですけど、まさか市外から来るなんて想像していませんでしたのでという言葉なんです。このあたりを十分検討もせず提案されて、もう今となっては何か提案したから意地となっても提案は取り下げない。何か理屈は後からついてくる。そんな気がしてならないんです。僕ももう奥野議員、森議員が言われたように、市長、提案の取り消しは再度お尋ねしますけど、お考えはないでしょうか。

**大同議長** 中山市長。

**中山市長** 本件について取り下げるつもりはございませんけれども、今回のご議論を十分受け

まして、今後の教訓としたいというふうに思っております。

**大同議長** それでは、これで質疑を終了いたします。

これより平成21年 議案第186号について討論を行います。反対の方。田中議員。

**大同議長** 田中議員。

**17番 田中議員** 17番、田中です。京丹後市八丁浜シーサイドパークの指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

市長は、市民を中心に置いて、このことについて議会で答弁されている部分があります。情報公開、提供、説明を行い、ともに歩み協働してまちづくりを進めていく、こういう立場だということでございました。指定管理への方針を決めるそれまでの経過として、これまであそこの公園管理や利用団体含めまして、準備の段階からそこへの働きかけが非常に不十分であった、このように思います。特に、地元の団体や業者のごく一部しか事前聴取されていない、そういう状況がございました。私は、そういう点、もっと地元の事情をしっかりとつかんで進めていく、そういうことが必要であるというふうに感じています。強引に指定管理に持っていき、今回の提案になっています。

二つには、提案されてから、説明の中で地元との関係がうまくいっていない、こういうことがございました。12月の段階で、こういう状況のもとでは決めるわけにいかないということで、継続審査になったわけですが、その後、協力関係が確立されているかのような説明があり、またそれが取り消されるという経過の中で、現在では、結局、12月の継続審査にした段階に戻っていると、このように思います。

したがって、指定管理にするのではなく、これまで公園管理のノウハウを蓄積させてきた緑化事業団など、この京丹後にはそういった財産があります。緑化事業団が受ける、受けないは別といたしまして、あるわけです。そういうことを生かしてしていく。これまでどおり市が直営でしばらく管理運営をしながら、地元の団体や業者を育成をしていく、そのことが非常に重要だと。地域を発展させることであり、京丹後市のやるべきことだと、このように考え、本議案には反対をいたします。

以上です。

**大同議長** 次に、賛成の方。松尾議員。

**22番 松尾議員** 22番、松尾です。私は、賛成の立場で討論させていただきます。

八丁浜シーサイドパークにつきましては、旧網野町時代から長年にわたって当初の建設計画を変更しながらも、多くの費用をつぎ込んで建設され、市民に親しまれる都市公園として整備並び

に管理運営がなされてまいりました。このたび指定管理者制度の移行について、公募によって運営管理に関する管理者の選定が、技研サービス株式会社の指定となり、選定結果が妥当であるか  
いなか、審査が行われました。

この提案内容の中、今後、施設をさらに多くの人々が利活用できる適切な、適正な管理運営が求められており、維持管理の縮減を図りながら、民間の管理技術に関する知恵などを生かしていくかについても審査を行いました。基本協定書では、施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めており、業務の範囲と実施条件、業務の実施、備品の扱い、市による業務施行状況の確認、指定管理料、損害賠償等のほか、指定の取り消しなどについても審査をいたしました。

第5章、業務実施にかかわる市との確認事項20条、業務計画書の121条、毎年度業務報告書の提出、その他その説明、22条での状況の確認、さらに23条では業務実態が条件を満たしていない場合の改善勧告なども上げられております。

また、第9章の指定期間満了以前の指定の取り消しなども明記していることから、基本協定の締結により提案内容の確保ができるものと考えられます。

年度協定書でも、各年度の指定管理料の額についても妥当な内容を定めています。指定管理業務仕様書は指定管理者が行う業務の内容の範囲を定めているのかの審査も行い、京丹後市八丁浜シーサイドパーク指定管理の指定のための選定審査委員会の選定は妥当であると判断をしておりますし、この議案には賛成をするものであります。

以上であります。

**大同議長** 次に、反対の方。平林議員。

**19番 平林議員** 19番、平林です。議案第186号について反対の討論を行います。

まず、私は一番の問題点だなと思ったのは、この間、不況の中で、市長も常々言っておられますけれども、市内業者を育成というようなことを常々言っておられるわけですが、今回、募集の段階で市外の業者に募集があり、そこに選定をされたというところ、ここら辺の取り組みに対して、やり方に対して一つ問題があったのではないかと思います。

また、選定後、委員会、また、議会の中での説明が二転三転し、議員として判断をするという大変重要な場面において、説明が二転三転するという点では、議会軽視という部分で本当に問題があったというふうに思います。そもそも指定管理者制度ということについては、公の施設を指定管理するということについては、やはりよくよく考えなければいけないというふうに考えます。やはり市民の福祉向上のためにつくられた施設を利益目的の民間に委託してしまうということ、管理を委託してしまうということにも大きな問題があると思いますので、私は、しばらくでもや

はり行政として、市としてここをしっかりと管理運営して、市民の福祉向上に役立てる施設として、今後は管理していくべきだということで、反対といたします。

**大同議長** 次に、賛成の方。由良議員。

**11番 由良議員** 11番、由良です。議案第186号について、賛成の立場として討論させていただきます。

八丁浜シーサイドパークは、市民の憩いの場として親しまれ、スポーツ、レジャーにと観光産業の大きな一端ともいえる施設です。この施設の運営、管理には大変困難な状況下である現状、本市において、今回の指定管理の選定に求められるものは、地域の発展と基本的に質の高い市民サービスとシステムの向上、そして、今必要とされる財政負担の軽減に努力することを期待できるものと思います。

指定管理者として、実績や財政的基盤も審査内容も十分納得のできるもので、不透明なところはあるとは思えません。また、施設運営に当たり、地元住民との協力関係を前向きに求めていく姿勢もあり、京丹後市のまちづくりのために地元住民も質向上に向けて、前向きに参加していく評価はあると思います。

本議案に対して賛成の討論と述べさせていただきました。

**大同議長** 次に、反対の方。奥野議員。

**20番 奥野議員** 反対の立場で討論を行うわけですがけれども、長い間の審査、経過を見て、何を基準に審査をしておるのか。何を物差しとして、一つ一つの議案に対して提案をされ、そして、この議会が決定をしていくのか。まさに今回のこの議案がその一つのいいモデルになるというふうに思います。

私は、昨年のアミタに対する指定管理の議案、賛成された方々は、今の現状を見てどう判断をされているのでありましょうか。牧場運営が今は休止になり、6名の方がクビに、解雇になっておる。解雇が生まれるはずだった。偽られたということではないでしょうか。液肥の問題もそうであります。きょうも我々は勉強をさせていただいたわけですがけれども、賛成された方はどう、あの議会に対する説明と、実際に指定管理をした協定書を見たときに、その違いに対してどう意見を述べられ、行動をとられようとしておるのか。公僕として、議員はどうあるべきか。甚だ市民の期待に沿えるものであるのかどうか。私もその中の一人として、胸に手を当てて思案をしなければならぬ、そんなことを今回の議案でも思います。

今回の議案の基本は、京丹後市の根本といえる基本構想、そしてまた、審議会等々の多くの市民代表の皆さんの答申等を見る中で、崩してはならない地域の皆さんとのパートナーシップ、ま

ちづくりをどうしていくんだ。そのことが、一番、今本市にこの不況の中で、お互いに助け合っ  
ていく、できることはやろうよという考えの中で欠かせないものであると私は思っております。

そういう中で、今回のこの指定管理の事業、いかにも提案される側の、理事者側の提案理由が  
大変不謹慎な言葉でありますけれども、お粗末すぎる。地域で、地域住民がこれまでどんな形で  
地域づくりに参加し、人づくりに参加してきたか。何ら精査せずに、ただ指定管理をすればいい  
という形の中での点数づけをされ、公募もされてきた。先ほども吉岡豊和議員が理事者に対して  
質問された。思わぬよそから応募があった。今回のこの指定管理という議案を使って、通して、  
住民参加のまちづくりの一環として、いい具体的事例として、なぜ、この指定管理の議案が扱え  
ないのか。どうしてこの不況の町を建て直していこうとされるのか。

私は常日ごろから申し上げておる。経済政策を、対策をこの小さな町の予算の中で、新しいも  
のをつくることはできない。今あるものを使って、いかにそれを不況対策として転換をしていく  
のか。展開をしていくのか。そここのところに、仕事をするということがある。そういう理念のな  
いところに、この本市を預ける気持ちには一切ありません。もっともっと市民がどう考え、市民  
が何を行政に期待をしておるか。私は、そんなことを思うわけでございます。

私は、今回の議案を通して、去年来のエコエネルギーを通じましても、精いっぱい資料等を  
集め、そして、今もです、最後の力を振り絞って、この町をつくってきた一人として発言をいた  
しております。議員の皆様方もしっかりとした見解の中で、この議案を判断をしていただきたい。  
地元住民は、この八丁浜シーサイド公園にかかわってきた人たちは、今回の議案に対しては反対  
の意向をあらわしております。それを無視して、本当に賛成と言えるのでしょうか。私は、賛成、  
反対をする中で、その自分がとった行動に対しての責任はしっかりとそれぞれの議員さん方がと  
っていただかねばならない。説明責任というものをどう果たしていくのか。そのことをわきま  
えて、判断をしていただけるものと思ひ、私の反対討論といたします。

**大同議長** 次に、賛成の方。行待議員。

**8番 行待議員** 8番、行待でございます。まず、2日間にわたりまして10時間近く委員長  
席におられました松田委員長に敬意を表しておきたいというふうに思っております。

それでは、議案第186号、京丹後市八丁浜シーサイドパーク指定管理者の指定について、賛  
成の立場で討論をいたします。ただし、私の賛成の趣旨は、公の施設の選定等審査会の選定過程  
に瑕疵はなく、審査会の慎重な審査とその決定を尊重するという理念からであります。

本日も、委員長報告、その他議員さん方の質疑を聞かせていただくと、その中で大きな課題が  
あるということを感じたものでございます。一つは、選定等審査会のあり方でございます。現在

の10人の審査委員は、本日も説明がありましたけれども、すべて職員であるということであり  
ます。客観的に審査をされたとは思ってはおりますけれども、どうしても職員である以上、役所  
側から見た概念が知らず知らずに入ってくるということがございます。今回のような問題が起こ  
ってきますと、なおさら市民側から見る審査員の必要性を痛感するものであります。審査員の構  
成に市民、有識者を今後入れるべきと考えております。

二つ目は、採点のあり方に課題があるのではないのでしょうか。1人1000点の持ち点で10人、  
つまり最高1,000点で審査採点が行われておりますけれども、提案されております技研サー  
ビスと次点のスポーツクラブとは実は199点の差があります。当然のことなんですね、これは、  
といいますのも、片や指定管理者として全国でさまざまな経験と実績を持つ、コンサルつきの、  
あえて言うならば、いわばプロであります。反面、スポーツクラブは指定管理の経験のない、あ  
えて言いますとアマチュアということになるのではないのでしょうか。事業提案者の内容だけをと  
っていたとしても、勝てる要素があるはずがないわけでありまして、聞き取り審査にしても、  
同様であると考えております。

市長は、政策の中で、常に市内団体、企業との連携、あるいは市民との協働を言われておりま  
すが、言われますように、採点の中に幾らかの地域団体や企業に配慮した点数配分、これ200  
点と言われておりますけれども、点数配分があるようではございますけれども、今回のように審査採点を見  
ましても、アマチュアがプロをひっくり返すほどの配慮になっていないのが現状ではないかと思  
っているところでございます。このままでは、今回のみならず、今後の指定管理者制度の中で、  
地域団体、企業等に幾ら指定管理に意欲があったとしても、市外の経験豊富な企業が応募してく  
るならば、到底、地元は太刀打ちできないと考えるものでございます。

経費削減や民間の持つノウハウのことを委員長報告でもお聞きいたしましたけれども、本当に  
その考えだけでいいのでしょうか。緑化事業団等質疑等の委員長報告にもありましたが、まだま  
だあるんですね、運動公園だとか野球場、それから、し尿処理センター、これから出てくる斎場  
等々も、いろいろとこれから出てくることもあるわけでありまして、市民との協働、共生を今後  
も市長が言い続けられるならば、ぜひ、いま一度、採点における地域配慮の考え方を再考し、意  
欲ある地元団体、企業等が地元への活動をしやすく、また、経験と実績を積み上げるために、  
さらに人材も含めて育成を図っていく配慮も行政の大きな政策ではないかと考えます。

今後のことも考え、以上、二つの課題について再考の必要を感じつつ、賛成討論といたします。  
以上です。

**大同議長** 次に、反対の方。森議員。

**18番 森議員** 議案第186号について反対の討論を行います。

先ほどの賛成討論の中に基本協定の問題が出されておりました。これは、事問題が起きたときには、当然、さまざまな対応をしていくということは基本協定で書いてあることは、もうこれは当然。これを評価の基準にするなどということでは、これは大問題というふうに思います。その点で、今、最もこうした指定管理者等を考える場合に、まず、行政として何が一番大事なのか。京丹後市の経済は大変な疲弊した状態にある。さらにこれが悪化をするのではないか。暮らしについても非常に厳しい状況になる。まず、すべてのことを考える場合に、このことを出発にしてやるということが絶対に抜けてはならない。そういう点から考えても、その状況からして、今回の指定管理者を選定するに当たって、こうしたさまざまな状況も考えた上で、どうすべきかというのが、やっぱりちょっと欠落をしておったと言わざるを得ない。これだけでも、当然反対にする理由になるというふうに私は考えております。

さらに考えた場合、今の状況の中で、これからの京丹後市をどうしていくのか。経済を発展をさせていくのかということ考えた場合に、地元業者を重視をして、やっぱり育成をしていく。こういう視点が絶対に必要だと。この点についても、安易によそから入れた人が、業者が持つていくような、こういうことでは絶対にだめだというふうに思います。

さらに、最後に加えて言うならば、あそこの公園を中心的にきょうまで運営をし、協力をしてきた団体はどこなのか。今後とも、そこを抜きにするということについては絶対にできないだろうというふうに考えます。その点から見て、その人たちの団体の協力が絶対必要なことであるのに、その人たちの協力をさせていただくことが非常に難しい状況にってしまった。この責任はひとえに市長にあるというふうに考えますけれども、結果として、このことが市民へのサービスの後退につながりかねない不安がある等々考えた場合に、撤回はしてもらえませんでしたので、当然、私の立場としては、これには、この議案については反対をするという立場をとるということは当然でもありますので、そういうことを申し述べて、反対の討論といたします。

**大同議長** 次に、賛成の方。反対の方。これで討論を終了いたします。

(「議長、議事進行」の声あり)

**大同議長** 奥野議員。

**20番 奥野議員** 先ほどの行待議員の討論について、議長の見解をお伺いいたします。先ほどの討論はまさしく条件つき賛成でありますと私は思います。今回はいいけれども、次はだめよ、そう述べられておる。議長の方で、この条件つき賛成と思える討論を、発言を整理をしていただきたい。

以上です。

**大同議長** 行待議員。

**8番 行待議員** 今、奥野議員から私の賛成討論の内容についてあったわけですがけれども、私としては、条件つき賛成とは思っておりません。皆さん方の意見を聞く中で、二つの課題があるということで、課題を申し上げたということであって、これがなければ、次から賛成だ、反対だという議論ではございませんので、申し添えておきます。

**大同議長** 一応、私の方からも、すべてを聞いていたわけではありませんが、行待議員がこういうことを付してという形ではなく、今後はこういうことを考えていただきたいという形で言われておったと思いますので、条件つき賛成にまでは行ってないというふうに判断をさせていただきます。また議事録を精査して、表現等にもしもおかしな部分がありましたら、行待議員、その場合は訂正等を加えさせていただいてもよろしいでしょうか。ということで、私の方で整理をさせていただきます。議事録上で整理をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、平成21年 議案第186号について採決いたします。平成21年 議案第186号 京丹後市八丁浜シーサイドパーク指定管理者の指定について、本議案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決すべきものであります。委員報告のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(起立多数)

**大同議長** 起立多数であります。

したがって、平成21年 議案第186号は原案のとおり可決されました。

**大同議長** 日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

平成22年2月8日

京丹後市議会

議長 大同 衛 様

総務常任委員会

委員長 松本 経一

閉会中の継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、京丹後市議会会議規則第101条の規定により申し出ます。

記

## 1 事 件

議案第3号 京丹後市債権の管理に関する条例の制定について

## 2 理 由

審査が終了しないため

**大同議長** 総務常任委員長から、会議規則第101条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**大同議長** ご異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、市長より、京丹後市次世代育成支援対策行動計画後期計画の正誤表が提出されておりますので、ここで暫時休憩し、議員全員協議会を開きます。

なお、ライブ放映についてはこのまま引き続き行います。

+

+

---

午後 9時52分 休憩

午後 9時56分 再開

---

**大同議長** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から議第1号 雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書の提出についての議案が提出されました。この際これを日程に追加し、追加議事日程(第3号の追加1)として議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**大同議長** ご異議なしと認めます。

したがって、議第1号 雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加議事日程(第3号の追加1)として議題とすることに決定いたしました。

ここで議案及び追加日程配付のため、暫時休憩します。

午後 9時57分 休憩

午後 9時57分 再開

大同議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議第1号 雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議第1号

雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書の提出について

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成22年2月12日提出

京丹後市議会議長 大同 衛 様

提出者 京丹後市議会運営委員会委員長 池田 恵一

雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書

平成20年12月に「雇用・能力開発機構の廃止について」閣議決定されたところであるが、職業能力開発施設は、企業のニーズや個人の適正・能力に応じた効果的な訓練等を通じて、わが国の産業経済を支えるという重要な役割を担っている。また、求職者や若年者に対する雇用のセーフティネットとしての役割や、技術者不足の中で、人材養成や技術支援によって中小企業の経営基盤の強化を図るといった非常に大切な機能をもっている。

京丹後市に所在する丹後地域職業訓練センターは、丹後地域一円の職業人材養成施設としての機能を発揮し、高度な専門知識と技術を有する若者技能者を養成し、企業へ多くの人材を今日まで送り出してきた。受け入れ企業からはものづくり人材が即戦力になると高い評価を受けており、経営改善とともに官民挙げて全力で企業や個人の負託に応えるよう努めている。

同時に丹後地域における経済状況と雇用情勢は、一昨年から一段と厳しい状況が続き、議会においても「不況対策調査等特別委員会」を設置し、経済・雇用情勢を注視しながら、その対応に努めているものの、今後もさらに、悪化することが懸念される今だからこそ、地域職業センターの存在は、雇用創出・維持するうえで民間職業訓練施設の少ない当地域にとって、欠かせない益々重要な

施設となっている。

そうした中、昨年末の12月25日付文書をもって、京丹後市内にある丹後地域職業訓練センターも廃止の対象とされ、平成22年度末をもって廃止する旨の唐突で一方的な通知を受けたことは、工業団地の造成中で不況から抜け出そうと懸命に取り組む最中の本市にとって、地域の活力や雇用情勢改善の流れに逆行するもので、到底容認できるものではありません。

よって、国におかれては、地域職業訓練センターが地方における人材確保や人材育成、中小企業への技術支援に果たしている役割、地域事情を十分に考慮され、雇用改善と産業活性化に取り組んでいる本市に果たす役割を再認識願ひ、引き続き雇用・能力開発機構立の地域職業訓練センターとして存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 月 日

様

+

京都府京丹後市議会

+

**大同議長** 提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

**池田議会運営委員長** それでは、私の方から、議第1号、雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書の提出について提案いたします。

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。平成22年2月12日提出 京丹後市議会議長、大同衛様 提出者、京丹後市議会運営委員会委員長、池田恵一。

めくっていただきまして、意見書を読み上げます。

雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書

平成20年12月に、雇用・能力開発機構の廃止について閣議決定されたところであるが、職業能力開発施設は、企業のニーズや個人の適正、能力に応じた効果的な訓練等を通じて、我が国の産業経済を支えるという重要な役割を担っている。また、求職者や若年者に対する雇用のセーフティネットとしての役割や、技術者不足の中で、人材養成や技術支援によって中小企業の経営基盤の強化を図るといった非常に大切な機能を持っている。

京丹後市に所在する丹後地域職業訓練センターは、丹後地域一円の職業人材養成施設としての機能を発揮し、高度な専門知識と技術を有する若者技能者を養成し、企業へ多くの人材を今日まで送り出してきた。受け入れ企業からはものづくり人材が即戦力になると高い評価を受けており、経営改善とともに官民挙げて全力で企業や個人の負託にこたえようと努めている。

同時に、丹後地域における経済状況と雇用情勢は、一昨年から一段と厳しい状況が続き、議会においても不況対策調査等特別委員会を設置し、経済、雇用情勢を注視しながら、その対応に努めているものの、今後もさらに悪化することが懸念される今だからこそ、地域職業センターの存在は、雇用創出、維持する上で民間職業訓練施設の少ない当地域にとって、欠かせないますます重要な施設となっている。

そうした中、昨年末の12月25日付文書をもって、京丹後市内にある丹後地域職業訓練センターも廃止の対象とされ、平成22年度末をもって廃止する旨の唐突で一方的な通知を受けたことは、工業団地の造成中で、不況から抜け出そうと懸命に取り組む最中の本市にとって、地域の活力や雇用情勢改善の流れに逆行するもので、到底容認できるものではありません。

よって、国におかれては、地域職業訓練センターが地方における人材確保や人材育成、中小企業への技術支援に果たしている役割、地域事情を十分に考慮され、雇用改善と産業活性化に取り組んでいる本市に果たす役割を再認識願ひ、引き続き雇用・能力開発機構立の地域職業訓練センターとして存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、行政改革担当大臣を予定しております。

以上でございます。

**大同議長** 提案者の説明が終わりましたので、質疑を行います。これで議第1号について質疑を終結いたします。議会運営委員長、御苦労さまでした。

これより議第1号について討論を行います。これで討論を終了いたします。

それでは、議第1号について採決いたします。議第1号 雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターの存続を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願ひます。

(起立全員)

**大同議長** 起立全員であります。

したがって、議第1号は原案のとおり可決されました。

**大同議長** 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

ここで、市長から閉会のあいさつを受けます。中山市長。

**中山市長** 平成22年第1回京丹後市議会2月臨時会の閉会に当たりまして、一言、御礼のあいさつを申し上げます。

まずは、本臨時会におきましては、放課後児童クラブ関連議案、また、八丁浜シーサイドパーク指定管理議案などにおきまして、改めまして手続や説明の不手際をおわび申し上げますとともに、各議案につきまして、ご審議、ご可決賜り、まことにありがとうございます。今後、17日も議員全員協議会の開催をお願いをしており、お世話賜ることとしておきまして、ありがとうございます。

次に、幾つか行事のご報告でございますけれども、2月4日から3月22日までの間、丹後古代の里資料館におきまして、市制5周年記念といたしまして、丹後王国の関係の特別展示を開催をしております。今月14日には、丹後環境シンポジウムがアグリセンター大宮で、20日には、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり研修会が峰山総合福祉センターで開催をされます。多数ご参加賜りますようお願い申し上げます。3月2日からは3月定例会をお願いしております。どうぞよろしく願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますけれども、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**大同議長** これをもって、本日の会議を閉じ、平成22年第1回京丹後市議会2月臨時会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

午後10時06分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 大 同 衛

署名議員 松 本 経 一

署名議員 行 待 実

+